

# 川崎区地域防災計画

(風水害対策編)

(令和4年度改訂)



令和4年6月

川崎区役所

# 目 次

## 第1章 総 則

1 基本方針	1
(1) 計画の目的	1
(2) 川崎市地域防災計画等との関係	1
(3) 川崎市臨海部防災計画との関係	1
(4) 男女共同参画の視点への配慮	1
(5) 令和元年東日本台風の課題への対応	1
(6) 感染症の予防対策	1
2 区の概要	2
(1) 自然的条件	2
(2) 社会的条件	2

## 第2章 予防計画

1 防災力の向上	3
2 基本理念	3
(1) 市民、地域及び行政の基本理念	3
(2) 役割	3
3 防災知識の普及と意識の高揚	4
自助及び共助の促進	4
4 自主防災組織等の育成・強化	5
(1) 自主防災体制の充実・強化	5
(2) 自主防災組織の活動支援	5
(3) 自主防災組織の普及・啓発	5
5 防災ネットワークづくりの推進	6
(1) 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の推進	6
(2) 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動	6
6 横浜市鶴見区及び川崎市幸区との連携	6
7 大規模な建築物における防災力向上	
(1) 大規模な建築物の水害対策	7
(2) 普及啓発	7
8 高潮浸水想定区域の周知	7
(1) 最大規模の高潮の発生が想定される台風	7
(2) 想定される水深・浸水継続時間等	7
9 臨海部防災対策	7
10 災害時要配慮者対策	7
(1) 地域と連携した共助体制の確保	8
(2) 外国人等に対する対策	9

(3) 要配慮者に対する避難施設の対策	9
11 地域防災拠点及び避難施設の整備	10
(1) 地域防災拠点	10
(2) 避難施設	10
(3) 物資の備蓄	10
(4) 避難施設の運営	10
12 物資・資機材の備蓄	10
13 防災訓練の実施・指導	11
(1) 訓練の方針及び実施時期	11
(2) 訓練の種類	11
(3) 訓練の検証	12
14 業務継続計画（BCP）	12
発動条件	12

### 第3章 初動対策計画

1 初動体制の確立	13
(1) 体制の概要	13
(2) 市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等	14
2 川崎区災害警戒本部	14
区本部	14
(1) 設置場所等	14
(2) 構成	14
(3) 主な所掌事務	14
(4) 廃止基準	14
3 川崎区災害対策本部	15
(1) 区本部の設置及び廃止	15
(2) 区本部の組織及び運営	15
(3) 各部・区本部間の相互応援	15
4 災害対策要員の動員・配備	16
(1) 職員の動員体制	16
(2) 動員の対象者	17
(3) 動員対象の考え方	17
(4) 参集場所	20
(5) 動員計画及び職員への周知	20
5 動員の方法	20
(1) 伝達方法	20
(2) 参集手段	20
(3) 動員の報告	20
(4) 参集時の留意事項	20
6 災害情報の収集と伝達	21
情報の収集及び伝達体制	21

(1) 市及び区、防災関係機関等との情報受伝達システムの概要	21
(2) 特別警報の種類及び発表基準	21
(3) 警報・注意報の種類及び発表基準（川崎市）	22
(4) 早期注意情報（警報級の可能性）	22
(5) 竜巻注意情報	22
(6) その他の情報	22
7 災害情報の広報	23
(1) 広報内容	23
(2) 災害広聴の実施	23

## 第4章 応急対策計画

1 警備・交通対策	25
車両の移動	25
(1) 車両の移動命令	25
(2) 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動	25
(3) 措置に伴う損失補償	25
2 避難対策	25
(1) 避難行動（安全確保行動）の考え方	25
(2) 避難情報	26
(3) 避難誘導	29
(4) 緊急避難場所・避難所の開設等	29
3 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等	31
4 河川の災害防止対策	32
(1) 警戒・巡視	32
(2) 溢水対策	32
(3) 水門の維持管理及び操作	32
5 医療救護・福祉対応	32
(1) 医療救護活動体制の整備	32
(2) 医療救護班等の編成・活動	36
(3) 市内における医療資源等の確保	38
(4) 災害時の福祉対応	38
6 物資等の供給	39
(1) 飲料水・生活水の供給	39
(2) 食料等の供給	39
(3) 生活必需品等の供給	40
(4) 災害用トイレの供給	41
7 混乱防止対策	41
(1) 情報パニックによる混乱防止措置	41
(2) 主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置	41
8 輸送計画	41
救援物資等の市集積場所・区輸送拠点	41

(1) 市集積場所	41
(2) 区輸送拠点	42
(3) 区輸送拠点及び各避難所等への輸送手段	42
9 障害物の除去等	42
(1) 除去の対象・実施者	42
(2) 除去した障害物の集積場所等	43
10 防疫・保健衛生	43
(1) 防疫対策	43
(2) 環境・食品衛生対策	44
(3) 保健医療対策	45
11 災害廃棄物	45
(1) ごみ処理	45
(2) し尿処理	45
12 行方不明者の捜索・遺体の取扱い	46
(1) 行方不明者・遺体の捜索	46
(2) 遺体の取扱い	46
13 公共施設等の応急対策	47
(1) 市施設の応急対策	47
(2) 土木施設の応急対策	48
14 広域応援体制	48
(1) 応援の要請	48
(2) 活動拠点の配置	48
(3) 災害ボランティア	49
第5章 区民生活の安定	
1 被災者への生活支援	51
(1) 相談窓口の開設	51
(2) 市税・保険料の減免措置等	51
(3) 弔慰金・見舞金等の支給	51
(4) 罹災証明書の発行	52
(5) 被災者の住宅確保	52

# 川崎市地域防災計画

## 第1章 総 則

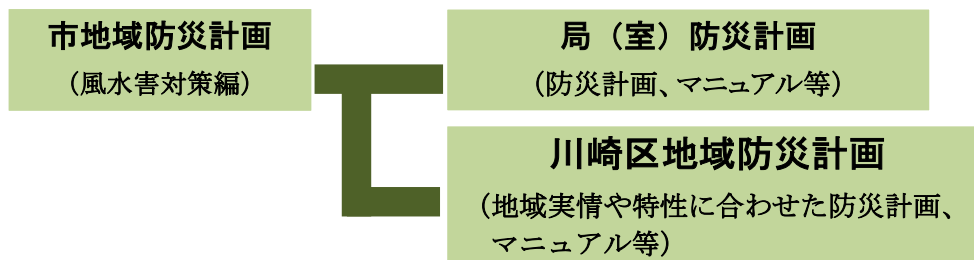
### 1 基本方針

#### (1) 計画の目的

この計画は、区民・企業・行政等が連携し、その有する全機能を発揮して、区域における災害の予防、初動対策、応急対策及び復旧・復興を総合的、計画的かつ有効的に実施することにより、被害の軽減を図り、区域並びに区民の生命、身体及び財産を保護し、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とするとともに区の防災計画及び諸活動を実施する際の基本的・総合的な活動指針としての役割を果たすものです。

#### (2) 川崎市地域防災計画との関係

川崎区地域防災計画（風水害対策編）（以下「区計画」という。）は、川崎市地域防災計画（以下「市計画」という。）及び関係法令等との整合性・関連性を有するものとし、市計画及び関係法令等の改正により随時見直しを行います。なお、市計画を所管する部署は、危機管理本部となっています。



#### (3) 川崎市臨海部防災対策計画との関係

川崎区は臨海部を有することから、川崎市臨海部防災対策計画との整合性・関連性を有するものとします。

#### (4) 男女共同参画の視点への配慮

災害時における様々な被害やニーズに対応するため、地域防災活動における女性の参画を推進するとともに、被災時の男女のニーズの違いに配慮を行うなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとします。

#### (5) 令和元年東日本台風の課題への対応

令和元年東日本台風において、多くの避難者が緊急避難場所に避難し、避難者やペットの受け入れ、物資の提供など混乱が生じました。また、川崎区内でも浸水により多くの被害が発生しました。こうした課題から多様な避難方法（マイタイムライン作成）や避難者の受入方法の改善・災害情報の提供方法の確立に努めます。

#### (6) 感染症の予防対策

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染防止対策として、平常時からの予防啓発及び災害時における多様な避難方法の確認、及び避難場所等での感染防止対策に努めます。

## 2 区の概要

### (1) 自然的条件

川崎区は、川崎市の最も東側に位置し、北側は多摩川をはさみ大田区に、南側は横浜市鶴見区に、西側は幸区に隣接しています。

地形は、多摩川の最も下流に当たり、J R川崎駅及び京急川崎駅を起点に東側の東京湾に広がっています。市内で唯一海に面している区であり、臨海部は埋立てにより形成されています。面積は40.25平方キロメートルで、川崎市全体の約27.9パーセントを占めています。

### (2) 社会的条件

川崎区の東部から南部にかけては、東海道本線、京浜急行電鉄、国道15号線、産業道路、首都高速道路等が通り、地域生活は川崎駅を中心とした商業地寄りの中央地区、多摩川寄りの大師地区、横浜市寄りの田島地区の3つの地区に分かれています。

臨海部の京浜工業地帯では、長年にわたり日本の経済を牽引してきた石油コンビナートが立地し、これに伴い、公害問題などさまざまな都市問題が生じましたが、環境改善に向けた取組を進め、現在は、過去の経験で培われた高度な環境関連技術が生み出され、世界有数の環境技術を持つ企業が数多く立地するなど、世界的なハイテク企業や研究開発機関が集積した先端産業都市の中核として成長を続けており、臨海部の殿町地区では、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、ライフサイエンス・環境分野などの先端技術の研究開発拠点の整備が進められています。一方で、東扇島では交通の利便性が高いことから多数の物流倉庫が集積し、また、羽田連絡道路（多摩川スカイブリッジ）の完成や臨港道路東扇島水江町線の建設など、更なる交通網の整備も推進されています。

市の玄関口である川崎駅東口周辺地区には、駅東西の回遊性の向上を図るため、北口自由通路が整備され、官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地として充実した都市機能を有しており、歴史・文化・産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。

また、工場跡地等では多くの中高層化した大規模マンションの建設が進められている一方で、市街地形成が古いため、狭あい道路や木造住宅が多く、大規模な火災の延焼等の危険性がある木造密集市街地が存在します。

区の特徴の一つとして外国人市民人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとしての特性も見ることができます。



■人口 230,180 人（男性 123,644 人、女性 106,536 人） ■世帯数 123,706 世帯  
（令和4年4月1日現在）

## 第2章 予防計画

### 1 防災力の向上

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の高揚と、地域住民の自主的かつ効果的な防災活動、さらに行政との連携を併せて行うことが必要であることから、個人（企業市民を含む）・地域・行政が協働し、自助・共助・公助の理念に基づいた防災体制を推進し、地域における防災力の向上を図るものとします。

### 2 基本理念

#### （1）市民、地域及び行政の基本理念

災害発生前及び災害時における、市民、地域及び行政の基本理念はおおむね次のとおりです。

区 分	基 本 理 念
自 助 (個 人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、家族、企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共 助 (地 域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公 助 (行 政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、区域を守る。

#### （2）役割

##### ア 個人（自助）

市民一人ひとり、あるいは各企業が各家庭や各事業所における防災対策を推進し、災害に対する備えを万全にするため、防災関連行事等へ参加し、災害に対する関心と理解を深めます。

また、自主防災組織等の活動に積極的に参加するなどして地域コミュニティと協働社会の形成に努めます。

##### イ 地域（共助）

###### （ア）市民（個人）の連携

市民一人ひとりが隣人等と協力してお互いに助け合い地域を守ります。

また、被害の拡大を防止するため、相互に協力して自主防災組織の結成に努めるとともに、平素から地域住民や地域の事業所、行政等との連携を図り、地域コミュニティの協働社会の形成に努めます。

###### （イ）企業

企業は、地域社会の一員として、自主防災組織等の実施する訓練などに参加し、地域と一体となって地域防災力の向上を推進します。

###### （ロ）自主防災組織

被害を最小限に抑えるためには、防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立します。



また、避難所運営会議や防災ネットワーク連絡会議において、災害時の対策や連携について検討を行います。

(エ) 行政（公助）

市域及び市民の生命、身体及び財産を守るという行政の責務を果たすため、自らの防災力の向上を図るとともに、防災関係機関等との連携強化に努めます。

### 3 防災知識の普及と意識の高揚

「自助」「共助」「公助」の役割にもとづき、それぞれに対して様々な啓発方法により、防災知識の普及と意識の高揚を図るものとします。

#### 自助及び共助の促進

区及び防災関係機関等は、防災週間等の時節に応じた防災関連行事等を活用し、区民等に対し、防災知識の普及啓発に努め、防災意識の高揚を図るものとします。

方 法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市政だより、防災啓発誌、防災関係パンフレット等の配布による広報・啓発</li> <li>2 ハザードマップ等の頒布</li> <li>3 防災講演会、ぼうさい出前講座等による啓発</li> <li>4 各種イベント、各区防災コーナーでの啓発</li> <li>5 川崎市ホームページ（防災情報ポータルサイト等）での啓発</li> <li>6 防災訓練や避難所開設・運営訓練の実施</li> </ol>
内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する基礎知識</li> <li>2 災害発生時にとるべき行動</li> <li>3 災害に対する日常の備えと心構え（家庭内での安全対策、「最低3日間、推奨1週間」分以上の食料、飲料水の備蓄、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、災害時の家族の連絡方法、マイタイムラインの作成等）</li> <li>4 気象予報等発表時にとるべき行動（マイタイムライン等の確認）</li> <li>5 企業の防災対策</li> <li>6 企業と地域住民との連携</li> <li>7 避難所等の周知</li> <li>8 各種ハザードマップ、浸水想定区域図による危険区域等の周知</li> <li>9 区及び防災関係機関等の防災対策</li> <li>10 自主防災組織、避難所運営会議、防災ネットワークについて</li> <li>11 災害に関する情報入手方法</li> <li>12 令和元年東日本台風等の過去の災害からの教訓や事例など</li> <li>13 生活再建に向けた事前の備え</li> <li>14 その他必要な事項</li> </ol>

## 4 自主防災組織等の育成・強化

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、各家庭での日頃からの災害に対する備えに加え、地域ぐるみの防災活動が重要です。そのため、区は自主防災組織が迅速かつ確な防災活動を行えるよう、育成・指導に努め、自主防災組織を中心とした地域のコミュニティづくりを推進します。

なお、地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとします。

### (1) 自主防災体制の充実・強化

#### ア 自主防災組織リーダー等養成研修の実施

自主防災活動を円滑に行うためには、その中核となるべきリーダーの役割が極めて重要であることから、リーダーを対象にした研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

#### イ 自主防災組織連絡協議会

各区自主防災組織連絡協議会は、自主防災組織相互の連携を深め、地域における自主防災体制を充実・強化するとともに、行政との連携を密にし、地域防災力の向上を図ります。

### (2) 自主防災組織の活動支援

#### ア 自主防災組織の活動に対する助成（川崎市自主防災組織活動助成金）

自主防災組織が防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、平常時からの組織活動を促進するために活動助成金を交付します。

#### イ 自主防災組織の防災資器材購入に対する補助（川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金）

災害時の防災活動を行う上で必要な防災資器材の購入に対して補助金を交付し、地域の防災体制の充実を図ります。

#### ウ 地域防災活動への助成（川崎市地域防災活動促進助成金）

市から交付された助成金により、区の自主防災組織連絡協議会の自主的な活動、災害時の避難生活に備えた訓練及び啓発活動等の地域防災活動を促進します。

#### エ 自主防災組織等への防災資機材の貸出し

区内で活動する自主防災組織、町内会、自治会等が実施する防災訓練や防災知識の啓発活動等に際して、防災資機材を貸し出します。

#### オ 自主防災組織に対する訓練指導

自主防災組織が実施する訓練に対し、関係機関と連携し所管業務に応じた訓練指導・助言を行います。

### (3) 自主防災組織の普及・啓発

区及び自主防災組織連絡協議会は、区民及び事業所に対し、ホームページ、区民祭や地域の集会などのあらゆる機会を活用して、自主防災組織の取組・活動を広報するとともに、積極的に自主防災組織の活動に参加するよう呼びかけるなど、広く普及・啓発を行います。

## 5 防災ネットワークづくりの推進

地域防災拠点を中心とした地域に密着した防災体制づくりを推進するため、避難所ごとに自主防災組織を中心とした地域住民等によるネットワークづくりを推進します。

### (1) 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の推進

防災ネットワークづくりのため、避難所ごとに自主防災組織、PTA、子ども会等による「避難所運営会議」を推進するとともに、地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議を推進します。

### (2) 防災ネットワーク連絡会議・避難所運営会議の活動

		防災ネットワーク連絡会議	避難所運営会議
平常時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換等	災害時の避難所運営の検討、啓発活動、避難所運営訓練などの活動を通じて、避難所区域内にある自主防災組織・PTA、子ども会、施設管理者等、様々な分野で活躍している人たちや団体を結ぶネットワークを形成する。
災害時	構成	地域防災拠点区域内の各避難所運営会議の代表者	自主防災組織、PTA、子ども会、施設管理者等
	役割	各避難所運営についての協議・情報交換及び避難所間の調整等	避難所の運営

## 6 横浜市鶴見区及び川崎市幸区との連携

防災対策において、隣接する行政同士が相互に連携・協力することにより、地域住民へのさらなる安全・安心を提供するため、平成27年11月に横浜市鶴見区及び川崎市幸区と「包括連携協定」を締結しました。

鶴見区と幸区の区民が相互に、避難所の訓練に参加するなど、「顔の見える関係づくり」を進めています。

## 7 大規模な建築物における防災力向上

大規模なマンションやオフィスビル・商業施設など受変電設備等を有する建築物が、洪水や内水氾濫による水害により当該設備等に被害を受け電源喪失した場合、エレベーター、給排水ポンプ、消防設備などが使用できなくなるといった問題が発生します。また、水害による被害の程度や被害を受けた設備の種別等によっては、復旧に多くの時間を要することが想定されます。

そのため、大規模な建築物においては、水害に伴う特有のリスクを理解し、自助・共助・公助に基づき、適切な備えを実施することで防災力の向上に努めるものとします。

## (1) 大規模な建築物の水害対策

ア 大規模なマンションの居住者・所有者・管理組合等は、水害による被害のリスクを理解し、受変電設備の浸水被害等を防止するための対策に努めるとともに、在宅避難時における建物のライフラインの停止等に備え、事前に必要な備蓄を行うよう努めます。

また、水害発生時におけるマンション内での連絡体制や対応方法等について共有を図ります。

イ 水害などの災害発生時は、同じ建物内や周辺地域の方々との連携・助け合いが重要であることから、平時から協力できる関係づくりに努めます。

## (2) 普及啓発

区は、大規模なマンションの居住者や所有者等に対し、適切な水害対策や、ぼうさい出前講座によるマンション特有のリスクへの備えに係る普及啓発を行います。

## 8 高潮浸水想定区域等の周知

神奈川県による、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の高潮浸水想定区域の公表に伴い、浸水想定区域・浸水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図っていくものとします。

### (1) 最大規模の高潮の発生が想定される台風

- ア 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級
- イ 移動速度 (73 km/h) ※伊勢湾台風級
- ウ 半径 (75 km) ※伊勢湾台風級

### (2) 想定される水深・浸水継続時間等

- ア 最大高潮水位 T.P. (東京湾平均海面) +3.29m (川崎区)
- イ 最大浸水面積 川崎区 27 k m<sup>2</sup>、幸区 7.4 k m<sup>2</sup>、中原区 1 k m<sup>2</sup>
- ウ 最大浸水深 約 5m (幸区)
- エ 最大浸水継続時間 36 時間 (川崎区)

## 9 臨海部防災対策計画

区は防災体制の構築を図るため、川崎臨海部立地事業所等と関係局とで構成された川崎臨海部防災協議会等において、情報や意見の交換、提案を行うとともに、孤立化した際の情報受伝達訓練の実施など、関係機関と連携し風水害への対策の推進に努めます。

また、災害直後においては帰宅困難者の発生も予想されるため、帰宅困難者用一時滞在施設（臨海部10施設）の周知・啓発及び備蓄品の整備に努め、併せて毎月各施設との情報連絡手段の確認を行います。

## 10 災害時要配慮者対策

台風や洪水等の風水害は事前にある程度予測が可能なため、区及び関係機関は、防災上特段の配慮が必要な高齢者及び障害者などの災害時要配慮者に対する情報伝達、避難体制、地域の協力・連携による救出・救護体制の整備に努めることとします。

災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の防災施策及び災害時に配慮を要する人々をいいます。このうち、災害時に必要な情報を迅速

かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々を災害時要援護者といいます。

## (1) 地域と連携した共助体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動を取れるようにするため、日頃から行政、自主防災組織、地域住民等が連携して支援体制を構築することが必要であり、積極的に協力関係を築くとともに、要配慮者に配慮したきめ細かな防災対策の整備を推進するとともに、マイタイムラインの作成啓発を行います。

なかでも、在宅の災害時要援護者を適切に支援するためには、支援を必要とする災害時要援護者の状況を迅速かつ正確に把握することが重要です。そのため、区は、市の災害時要援護者支援の方針を踏まえて、災害時の迅速な避難方法や情報伝達体制を構築するとともに、関係機関や住民の役割等を定める「区災害時要援護者避難計画」を作成します。

また、区は、災害時要援護者、避難支援者に対し、迅速かつ正確な情報の伝達体制を整備に努めます。

### ア 自助・共助の推進

ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等は、安全確保を図るため、特に浸水等に備えた対策や情報収集に努めるものとします。

また、地域住民や自主防災組織をはじめとする各種団体は、共助の精神に基づき、ひとり暮らし高齢者世帯や寝たきり高齢者世帯あるいは障害者等とコミュニケーションを図り、災害時に情報の伝達、避難の支援等ができる地域づくりに努めます。

### イ 災害時要援護者避難支援制度

地域の共助による災害時要援護者の避難支援体制づくりを推進するため、区は、避難支援制度登録者の名簿情報を平常時から支援組織である町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域の支援組織に配布します。

支援組織は、次に掲げる情報が記載された名簿に関する情報の適正な管理に細心の注意を払いながら、あらかじめ災害時要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、情報伝達手段や避難支援の方法等について確認した上で、避難支援者の確保や、避難誘導訓練の実施等を通じ、円滑な避難支援が行えるよう努めるものとします。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 電話番号その他連絡先

(カ) 避難支援等を必要とする理由

(キ) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

また、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとします。

### ウ 災害時要援護者情報の活用

健康福祉局及び区は、災害時要援護者の内、避難支援制度未登録者について、次に掲げる情報を、福祉制度のシステム等から把握し、定期的にこれらに該当する者の名簿を更新します。災害

時には、必要に応じて各避難所等に提供するものとします。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする理由
- (キ) その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

#### エ 公助による支援体制の整備

災害時要援護者の生命及び身体の保護を目的として、区と消防署で情報共有し、災害時における関係機関の連携による避難支援体制の確立を図るものとします。

また、健康福祉局は、高齢者の実態把握についても区と連携して調査するものとします。

#### オ 災害時における情報伝達体制の整備

災害時要援護者や避難支援者に対し、自主防災組織と連携して気象情報・災害情報等を迅速かつ的確に伝達します。

#### カ 地域との連携強化

社会福祉施設等の入所、通所者を迅速かつ安全に避難するためには地域住民等の協力が不可欠であることから、近隣の自治会・町内会や企業、自主防災組織と平常時から連携・協力関係を築き、地域の協力による防災体制を推進するものとします。

## (2) 外国人に対する対策

国際化に伴い年々増加する外国人に対して、防災知識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上に努めるものとします。

#### ア 防災知識の普及・啓発

外国人向け等に作成されている、「備えるかわさき（やさしい日本語版）」や6言語による防災啓発冊子を活用し、防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識・行動の習得を図り、外国人の防災力の向上に努めます。

また、災害時に適切な避難ができるよう、「わたしの防災手帳」、マイタイムライン作成の啓発に努めます。

さらに、いざという時に自ら消火活動ができるよう消火器等による訓練を実施し、外国人の防災力向上に努めます。

#### イ 外国人に対する避難方法の周知

災害発生時に外国人等がスムーズ、かつ、安全に避難所等に避難できるよう、防災関連行事等を通じ、防災活動に必要な知識(行動)等の普及・啓発に努めるものとします。

## (3) 要配慮者に対する避難施設の対策

要配慮者を考慮した避難施設の確保を行い、要配慮者が不安なく安全に避難できるよう、指定緊急避難場所又は指定避難所に指定された公共施設において、マニュアル等を整備し、適切に運営を行います。

また、高齢者や障害者等の避難に備え、あらかじめ多機能トイレ等を考慮した避難スペースの選定



に努めます。

## 1 1 地域防災拠点及び避難施設の整備

### (1) 地域防災拠点

市立中学校を地域防災拠点として位置付け、避難者の収容機能のほか、情報収集伝達機能、物資備蓄機能、応急医療救護機能等を有する施設としています。

### (2) 避難施設

#### ア 指定緊急避難場所

住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設（又は場所）として、災害種別ごとに市立小中学校及び高等学校等が指定緊急避難場所として指定されています。指定緊急避難場所は、避難者を確実に安全に受け入れるために、管理条件や構造条件等の一定の基準を満たすことを要件としています。

#### イ 指定避難所

被災した住民等が一定期間滞在する場として、地域防災拠点のほか市立小中学校及び高等学校等が指定避難所として指定されています。指定避難所は、被災者を受け入れ、円滑な救援活動を実施するために、構造・設備条件等の一定の基準を満たすことを要件としています。

#### ウ 避難所補完施設

避難所等のほか、地域の実情に応じて、公共施設又は町内会館等の民間施設から指定緊急避難場所及び指定避難所を補完する施設（以下「避難所補完施設」という。）の確保に努めます。

なお、市の施設以外の施設を避難所補完施設として確保する場合は、あらかじめ施設管理者等の承諾を得ておき、災害時には使用する旨の連絡を行います。

#### エ 避難所の対象区域

原則として小学校の通学区域を基本に周辺の人口、町丁界の区域、地形等を考慮し、おおむね地域コミュニティの単位で避難所を指定します。

#### オ 避難経路

指定緊急避難場所や避難所等への避難経路の選定に当たっては、大雨時に頻りに冠水する道路やアンダーパス等は避け、安全な経路を選定するものとします。

### (3) 物資の備蓄

市及び区において、指定避難所等の備蓄倉庫へ発電機や毛布等、災害時に必要な物資を備蓄します。

また、指定緊急避難場所又は避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止のため、マスク、消毒液、パーティション等の必要な物資を備蓄します。

### (4) 避難施設の運営

指定緊急避難場所又は指定避難所は、それぞれの指定目的を達成するために、マニュアル等を整備し、適切に運営を行います。また、指定緊急避難場所及び指定避難所は自助・共助・公助に基づき運営されることから、運営ルール等について平時から啓発・研修に努めます。

## 1 2 物資・資器材の備蓄

災害応急活動に必要な食料、飲料水、生活必需品、資器材、災害用トイレの備蓄を行います。備蓄物資は、食料、生活必需品、資器材等を各避難所に分散備蓄します。また、下表にある備蓄倉庫

を集中備蓄倉庫と位置づけ、避難者の多い避難所への円滑な物資の補充を図るものとします。

#### 川崎区集中備蓄倉庫一覧

区名	備蓄倉庫名	所在地
川崎区	大師公園備蓄倉庫	川崎区大師公園 1
	川崎区備蓄倉庫	川崎区大島 1-25-10 (川崎区道路公園センター内)

## 1.3 防災訓練の実施・指導

区民、区及び防災関係機関等は、災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、防災週間等の時節に応じた防災関連行事を活用して、それぞれの協力体制の確立に重点を置いた防災訓練又は講習会などを実施又はこれらに参加し、防災意識の普及・啓発と、災害に対する行動力を醸成するものとします。

### (1) 訓練の方針及び実施時期

区民、企業、区及び防災関係機関・団体が一体となって、防災訓練を実施することにより、地域防災計画に習熟するとともに、相互の協力体制を緊密にすることを目的とします。

また、訓練の実施は年間を通して、定期的かつ継続的に実施します。

### (2) 訓練の種類

#### ア 各種訓練（随時実施）

##### (ア) 水防工法訓練

風水害の防御等、被害の軽減を図るため、区及び防災関係機関・団体が協力して水防工法訓練を実施します。

##### (イ) 救助・救護訓練

災害による負傷者の救護を迅速かつ適切に実施するため、区及び防災関係機関・団体と区民が一体となった救助・救護訓練を実施します。

##### (ウ) 避難訓練

自主避難、避難指示及び避難誘導など地域住民を安全に避難させることはもとより、災害時要援護者の避難を円滑に行うため、区民、自主防災組織、区及び防災関係機関・団体が一体となった避難訓練を実施します。

##### (エ) 情報伝達訓練

災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うための情報伝達訓練を実施します。

##### (オ) 非常参集訓練

夜間・休日などの勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、区の迅速な活動体制の確立を図るため非常参集訓練を実施します。

##### (カ) 災害図上訓練

区は、職員の災害対応能力の向上を図るため、前記(ア)から(オ)の実地訓練のほか、風水害が発生したことを想定して、情報伝達体制の確立、災害対策本部の適切な運営方法など、各種対策別の災害図上訓練等を実施します。

#### イ 総合訓練



区民、区及び防災関係機関・団体の合同により、前記の各種訓練を総合して行う訓練とします。

### (3) 訓練の検証

区及び防災関係機関等は、各種訓練の実施結果を踏まえて、地域防災計画や各機関等で作成する個別防災計画及び各種マニュアル等を検証するとともに、必要に応じて体制等を改善し、防災力の向上を図るものとします。

## 14 業務継続計画（BCP）

大規模な風水害発生時においては、公共団体の行政機能の低下が懸念されるが、一方で人命救助や避難者対策、ライフラインの維持など、行政機能を維持することが求められます。

業務継続計画は、あらかじめ発災時に優先して実施する業務を選定し、限られた人員や資機材といった資源を効率的に投入することで、行政機能の継続と早期復旧を図ることを目的とした計画です。

業務継続計画に基づき、災害発生時における業務の早期立ち上げの実現や業務レベルの向上を図るものとします。

また、区長は、被災の状況等からBCPの発動に至らない場合であっても、通常業務と災害時優先業務との均衡を図りながら適切に対応します。

### 発動条件

本市が次のいずれかに当たる場合に、市本部長がBCPを発動します。また、市本部長による発動が困難な場合には、職務代理者が発動します。

- ・市内の複数の観測点で震度6弱以上の震度が観測されたとき。
- ・市内で地震又は風水害等による相当程度の被害が確認されたとき。
- ・本部長が必要と認めたとき。

## 第3章 初動対策計画

### 1 初動体制の確立

台風や集中豪雨等による風水害や大雪による雪害、富士山噴火による降灰被害等は、災害の発生する危険性をおおむね予想することができることから、気象状況に応じた迅速な対策が実施できるよう、状況に応じた段階的の配備体制を確立、防災関係機関等の連絡体制や活動体制の整備を図ります。

#### (1) 体制の概要

##### ア 情報の収集・分析

台風の接近や予警報により災害の発生のおそれがある場合は、気象情報及び災害の予兆現象等の収集に努め、資機材の準備、所管施設等の風水害対策を図るものとします。

##### イ 情報の伝達・報告

区連絡員は、危機管理本部からの気象予警報等により災害発生に対する注意を喚起し、災害の予兆現象、発生を危機管理本部に報告するものとします。

##### ウ 体制の確立及び動員

市は、把握した気象状況等により対策及び動員を決定し、動員の指示を伝達の上、災害対策の体制を確立します。

名 称	設 置 基 準	動 員
災害警戒体制	警戒本部を設置するに至らない状況下で、大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	1号配備 又は 2号配備
災害警戒本部	大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	3号配備 以 上
災害対策本部	大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表されるなど、大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき その他市長が設置の必要を認めるとき	4号配備 以 上

\*富士山噴火による降灰被害の対応については、「噴火警戒レベル」や「降灰予報」などを総合的に判断し、必要な体制を整えるものとします。

(参考) 注意報、警報等一覧

注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
警報	大雨(浸水害)、大雨(土砂災害)、大雨(浸水害、土砂災害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
特別警報	大雨(浸水害)、大雨(土砂災害)、大雨(浸水害、土砂災害)、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、大津波警報、噴火警報(居住地域)、緊急震度速報(震度6弱以上)
その他	土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報

##### エ 洪水に対する防災行動計画

台風の接近・上陸に伴い、多摩川又は鶴見川の氾濫が想定される場合には、本市及び関係

機関は、「台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした避難指示の発令等に着目したマイタイムライン（防災行動計画）」に基づき対策を実施するものとします。

## （２）市施設の閉鎖などの市民サービスの停止等

### ア 市民サービスの縮小又は停止

市長は、大規模な風水害等の発生が予測される場合において、市民生活への影響などを考慮しながら、必要な範囲において、市施設の閉鎖や窓口の閉鎖等、市民サービスの縮小又は停止を実施するものとします。

なお、区長は、緊急に市民サービスの縮小又は停止を行う必要があると認めるときは、速やかに実施するとともに、市長に報告するものとします。

また、各局室区長は、所管する市民サービスの対象者、内容等を踏まえ、縮小又は停止の判断基準等の策定に努めるものとします。

### イ 市民等への周知

区長は、市民サービスの縮小又は停止を実施するときは、市ホームページ等の様々な広報手段を通じて市民等への周知を行います。

## 2 川崎区災害警戒本部

### 区本部

区本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

#### （１）設置場所等

区長を区本部長、副区長及び区本部長の任命した職員を区副本部長とし、区役所に区本部を設置します。

なお、区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を警察署等の防災関係機関に通知します。

#### （２）構成

区本部の構成は、原則として各班とします。

区本部には事務局を設置します。

なお、消防署及び各班は、情報連絡担当者を設置し、区本部事務局に派遣するものとします。

#### （３）主な所掌事務

ア 災害に関する初期情報の収集に関すること。

イ 区域における被害情報の収集・報告に関すること。

ウ 構成する班に対する気象情報、水防等に関する情報の収集伝達に関すること。

エ 職員の配備状況の把握に関すること。

オ 警戒巡視・広報活動に関すること。

カ その他応急対策を実施するうえで必要な対応に関すること。

#### （４）廃止基準

ア 市災害対策本部が設置されたとき。

イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ 被害の発生するおそれが解消したとき。

### 3 川崎区災害対策本部

#### (1) 区本部の設置及び廃止

市長は、市域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定により、市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区本部を設置する。

また、市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき及び、市の地域において、災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは市本部（区本部）を廃止します。

#### (2) 区本部の組織及び運営

区本部の組織及び運営は、災害対策基本法、川崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第14号）及び川崎市災害対策本部規程に定めるところにより、次のとおりとします。

- ア 市本部長は、災害の規模及び被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める区に区本部を置きます。区本部を置くこととされた区の区長は、遅滞なく災害対策本部規程に定める各班を編成し、活動体制を確立します。
- イ 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置きます。区本部長には、区長を充て、区副本部長には、副区長及び区本部長の任命した職員を充てます。なお、各班の分担任務については、災害対策本部規程に定め、その他必要な事項は、区地域防災計画において定めます。
- ウ 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときはその職務を代理します。
- エ 区本部に事務局を設置する。なお、消防署、市税事務所及び各班は情報連絡担当者を設置し、区本部事務局に派遣するものとする。
- オ 区本部の名称は、当該区の区名を冠するものとします。
- カ 区本部会議  
区本部員間の連携を密にし、区の区域内の応急対策活動を効率的に推進するため、区本部会議を開催します。
- (7) 区本部会議の構成は、区本部長、区副本部長、各班の長及びその他区本部長が必要と認める者を充てます。
- (4) 区本部会議は、区本部長が必要に応じて招集します。
- (9) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、その処置につき必要な限度において、各班長に指示をすることができます。

#### (3) 各部・区本部間の相互応援

##### ア 目的

災害時における災害の状況及び応急措置の推移、また各部・区本部の業務の実態に応じて、応援可能な部・区本部にあつては、所属する職員を、応援を必要とする部・区本部に応援させ、災害応急対策を総合的に実施します。

##### イ 応援の要請

各部・区本部の長は、所掌事務を処理するに当たり、所属職員を動員してもなお不足するときは、職員の応援について、災害対策本部に要請します。

#### ウ 応援の決定

(ア) 市本部長は、職員の参集・配備状況を勘案のうえ、職員を派遣します。

なお、区役所通常業務の支援が必要とされる場合には、他の区役所に勤務する職員を優先として派遣するものとします。

(イ) 市本部事務局は、本部会議の決定に基づき応援に必要な措置を関係部・区本部と調整します。

#### エ 応援職員の活動

応援職員は、応援要請を行った部・区本部の長の指揮を受けて活動します。

※ 区本部は、災害に対する応急活動等を実施します。その指揮・指示については、消防署は消防部そのほかは区本部が行うものとします。

ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要な場合、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示します。

## 4 災害対策要員の動員・配備

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市警戒体制、市警戒本部・区本部又は市本部・区本部が配備あるいは設置されたときは、本項あるいは関係機関で別に定める動員計画に基づき災害対策の要員を配備し、警戒又は応急活動を実施します。

なお、富士山噴火による降灰被害の対応については、「噴火警戒レベル」や「降灰予報」などを総合的に判断し、必要な体制を整えるものとします。

### (1) 職員の動員体制

#### ア 動員の指示

##### 警戒体制

危機管理本部は、危機管理本部員を警戒体制に従事させ、関係局区に警戒体制にあることを周知し、区は、それぞれ警戒体制を確立します。また、危機管理本部は、市長等に逐一報告・具申し、災害応急対策活動の実施に備え必要となる人員を、原則として「動員対象の考え方」に定める1号動員又は2号動員の動員体制をとるよう指示を伝達します。

#### イ 市警戒本部

(ア) 市警戒本部長は、災害の状況に応じて区に対し動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を、原則として「動員対象の考え方」に定める3号動員以上の動員体制をとるよう指示します。

また、区本部長は、災害の状況に応じて所属の職員に対して動員体制を発令し、災害応急対策活動の実施に必要な人員を動員します。

(イ) 動員の指令を受けた区本部長は、原則として「動員対象の考え方」に定める3号動員以上の動員体制をとるものとします。また、災害が発生するおそれ、災害の規模、被害の程度等に応じて人員を増強又は縮小できるものとします。なお、動員状況については、市警戒本部長に逐一報告するものとします。

#### ウ 災害対策本部

市本部長から動員の指令を受けた区長は、原則として「動員対象の考え方」に定める4号動員

又は5号動員により動員体制をとるものとします。また、災害が発生するおそれ、災害の規模、被害の程度等に応じて人員を増強又は縮小できるものとします。なお、動員状況については、市本部長に逐一報告するものとします。

## (2) 動員の対象者

市職員（本市以外の関係機関・団体等への出向職員を除く。）を動員対象者とします。ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ア 病中・病後等で応急対策活動を実施することが困難であると所属長が認めた場合
- イ その他市本部長又は区本部長あるいは市警戒本部長又は区本部長が認める場合

## (3) 動員対象の考え方

職員の動員発令の目安は、次の「大雨に関する動員対象の考え方」及び「大雪に関する動員対象の考え方」のとおりとします。なお、発令に当たっては、実際の降雨や被害状況等を鑑み、状況に応じた動員発令を行うものとします。

※川崎区では全職員を3号動員以上としています。下表ア及びウ、並びにエ及びカは市の考え方となっています。

### ア 大雨に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応内容	動員対象
1号動員 (浸水対応動員)	警戒体制	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・水防警報が発表	浸水、河川の増水、溢水への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	区役所(調整員、道路公園班)
2号動員 (土砂災害警戒対応動員)	警戒体制	・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表	浸水、河川の増水、溢水、土砂災害への警戒、巡視、応急活動の実施 防災気象情報等の提供	上記の増強(増強のタイミングは区の判断による)
3号動員 (土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員)	警戒本部 各部 区本部	・高齢者等避難、又は避難指示(緊急)を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合	上記応急活動等のほか、 避難所開設運営 高齢者等避難の発令 避難指示の発令 防災気象情報、避難所開設状況等の提供 施設の安全確認 利用者安全確保 利用者への情報提供 駅前滞留対応 報道対応	上記の増強(増強のタイミングは区の判断による)に加え、 区役所(避難所管理要員(土砂災害による避難所開設の場合は川崎区を除く)) 他局の避難所運営支援要員(夜間・休日に避難所の運営を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合))

4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部  各部  区本部	・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	上記の対応のほか、災害防衛及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強（増強のタイミングは区の判断による） ■警戒本部設置時 区長、副区長、区本部会議構成員
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員（本部から局を通じて動員された職員）

動員数の増減については、職員の活動従事状況や安全衛生等に配慮した交代要員等の確保も含め、各局・区の判断によります。

平日昼間：休日を除く月～金曜日の朝8時30分から夜17時15分まで。夜間・休日はそれ以外とします。

【動員の縮小又は解除】各号について、気象警報等の解除、災害応急対策がおおむね完了した場合、又は被害の発生するおそれが解消した場合縮小、又は解除する。なお、2号動員のうち、港湾局、川崎区及び上下水道局の解除については、警報の解除に限らず、状況に応じて特に配慮します。

#### イ 大雨による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 浸水害、洪水対応（1号）、土砂災害対応（2号）	災害警戒本部（3号配備） 避難指示等による住民の安全確保、応急対策
区役所	調整員（危機管理本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等）	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）
各局 （避難所運営要員として避難所へ参集する職員が属する局）		避難所運営支援要員（夜間・休日に避難所の開設を支援することとなった場合、及び交代要員として各局の職員が支援することとなった場合に避難所の運営を支援）

#### ウ 大雨による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
区役所	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）	

#### エ 大雪に関する動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	対応方針	動員対象
1号動員 (注意報レベル対応)	警戒体制	・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応	区役所（調整員、道路公園班）



		5cm以上の積雪が見込まれる場合		
2号動員 (警報レベル対応)	警戒体制	・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	道路除雪対策計画に基づく除雪対応、市バス対応のほか、交通事業者等の関係者と連携した対応	上記の増強（増強のタイミングは区の判断による）に加え、帰宅困難者用一時滞在施設を開設する場合につき、当該施設の管理運営要員
3号動員 (相当数の被害発生時の対応)	警戒本部 各部 区本部	・複数の区で相当数の被害が発生した場合又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記応急活動等のほか、利用者安全確保 利用者への情報提供 報道対応	上記の増強（増強のタイミングは区の判断による）
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	警戒本部 又は災害対策本部	・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の対応のほか、災害防御及び救助体制を強化し、応急対策活動ができる体制を築き、関係局区で横断的に対応	上記の増強（増強のタイミングは区の判断による）に加え、区長、副区長、区本部会議構成員
5号動員 (総動員)	災害対策本部	市内全域に被害が発生している場合	市の総力をあげた対応	全職員 本部から局を通じて動員された職員)

オ 大雪による災害警戒体制・災害警戒本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒体制（1号配備・2号配備） 大雪注意報・警報レベル対応	災害警戒本部（3号配備） 相当数の被害発生時の対応
区役所	調整員（危機管理本部、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整） 道路公園班（道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等）	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班ほか必要な班）

カ 大雪による災害警戒本部・災害対策本部設置時の各局区における応急活動内容例

	災害警戒本部・災害対策本部（4号配備） 本部会議による災害対策の基本方針決定	災害対策本部（5号配備） 全庁をあげた災害対策の実施
区役所	区本部設置体制 （区本部事務局、庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班）	災害対策本部事務局（総務班、受援班、運用班、被災者支援班、広報班、ライフライン班）、本部事務局員、本部調整員、区初動対応支援職員（必要に応じて）の事務局参集



#### (4) 参集場所

「動員対象の考え方」により動員を指示された職員は、原則として、所属参集とします。

ただし、各局の職員のうち地震時の動員区分が「避難所運営要員」の職員及び財政局市税事務所職員は、必要に応じて、各避難所に参集します。

その他、別に指定された職員は、その指定場所に参集します。

#### (5) 動員計画及び職員への周知

区長は、職員の適正配置と円滑な動員を行うため、体制区分、動員基準の考え方及び災害対策本部規程にもとづく各部及び各区本部の編成に応じて、動員計画を策定するとともに、平常時から所属職員に周知徹底を図ります。また、動員計画の策定に当たっては、交代要員の確保等について考慮するものとします。

### 5 動員の方法

#### (1) 伝達方法

ア 勤務時間内の場合

電話、電子メール等にて伝達します。

イ 勤務時間外の場合

電話、電子メール又は区で事前に定めた連絡方法により伝達します。

#### (2) 参集手段

参集する職員は、できる限り有効かつ安全な手段を用いて、直ちに参集するように努めなければなりません。

#### (3) 動員の報告

区長は、動員体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を市本部長又は市警戒本部長に報告します。

#### (4) 参集時の留意事項

職員は、勤務時間外における参集について、次のとおり自発的かつ速やかに行動を開始します。

ア 安全確保等

自らの安全を確保し、家族、家屋等家庭及び近隣の安全を確認します。

イ 参集者の服装及び携行品

気象状況に応じた服装の上、必要に応じて着替え、飲料水、食料、懐中電灯、ラジオ等の用具を携行します。

ウ 参集途上の措置

参集途上において、事故等に遭遇したときは、警察及び消防機関へ通報するとともに、人命救助への協力など適切な措置を行います。

エ 被害状況等の報告

参集途上知り得た被害状況等は、参集後直ちに所属の上司及び関係局・区へ報告するものとし

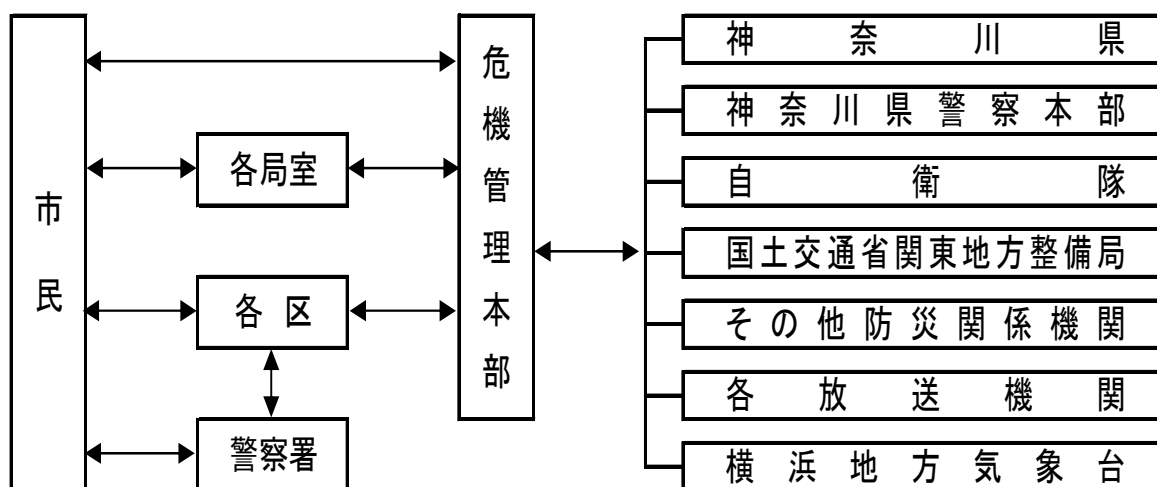
ます。

## 6 災害情報の収集と伝達

災害の予警報や被害状況等の情報は、応急対策活動の実施に当たり必要不可欠です。したがって、防災関係機関と情報を迅速かつ的確に、収集・伝達・報告し共有化することにより、被害の発生及び拡大を防止するとともに、住民に対し適切な情報の伝達を行います。

### 情報の収集及び伝達体制

#### (1) 市及び区、防災関係機関等との情報受伝達システムの概要



※ 情報の収集及び伝達にあつては、電話、FAX、電子メール、防災行政無線等によるものとします。なお、市民及び避難所への伝達にあつては、インターネット、電子メール、緊急速報メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、コミュニティFM（かわさきFM）、同報系防災行政無線、Twitter、Lアラート（公共情報コモンズ）、報道機関、広報車等あらゆる通信手段を駆使して、通報、伝達、要請等の通信連絡を行うものとします。

#### (2) 特別警報の種類及び発表基準

種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 警戒レベル5相当	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合 警戒レベル4相当
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

### (3) 警報・注意報の種類及び発表基準（川崎市）

種類	基準要素/警戒レベル	注意報	警報
大雨	表面雨量指数	10以上	15以上
	土壌雨量指数	65以上	113以上
	警戒レベル	2	3相当
洪水	流域雨量指数	平瀬川流域 11.5 以上	平瀬川流域 14.4 以上
		二ヶ領本川流域 8.1 以上	二ヶ領本川流域 10.2 以上
		三沢川流域 8.6 以上	三沢川流域 10.8 以上
		矢上川流域 10.8 以上	矢上川流域 13.6 以上
		有馬川流域 4 以上	有馬川流域 5 以上
		麻生川流域 6 以上	麻生川流域 7.5 以上
		五反田川流域 5.8 以上	五反田川流域 7.3 以上
		二ヶ領用水流域 3.2 以上	二ヶ領用水流域 4.1 以上
	複合基準	多摩川流域 = (6, 37.9) 以上*1	-
指定河川洪水 予報による基準	多摩川〔石原・田園調布（上）〕 鶴見川〔綱島〕	多摩川〔石原・田園調布（上）〕 鶴見川〔綱島〕	
警戒レベル	2	3相当	
大雪	12 時間降雪の深さ	5cm 以上	10cm 以上
暴風	平均風速	-	25m/s 以上
強風	平均風速	12m/s 以上	-
暴風雪	平均風速	-	25m/s 以上 雪を伴う
風雪	平均風速	12m/s 以上 雪を伴う	-
波浪	有義波高	1.5m 以上	3m 以上
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m 以上	東京湾平均海面上 2.6m 以上
	警戒レベル	2もしくは3相当*2	4相当
雷		落雷等により被害が予想される場合	-
融雪		*3	-
濃霧	視程	陸上 100m 以下 海上 500m 以下	-
なだれ		*3	-
乾燥		最小湿度 35% 実効湿度55%以下	-
低温	最低気温	夏期：16℃以下が数日継続 冬期：-5℃以下	-
霜	最低気温	4℃以下 (発表期間は原則として4月1日～5月20日)	-
着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	-
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 100 mm	

\*1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値をあらわしている。

\*2 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル2である。  
高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3に相当する。

\*3 現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。

### (4) 早期注意情報（警報級の可能性）

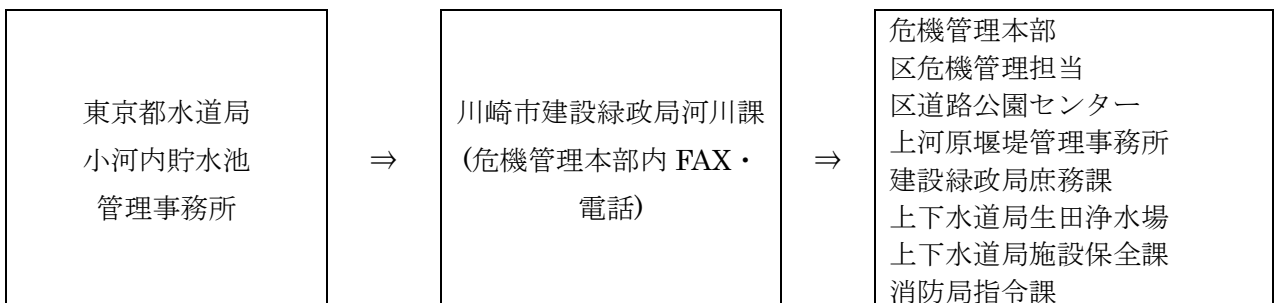
### (5) 竜巻注意情報

### (6) その他の情報

小河内ダム放流通報

東京都水道局は、小河内ダムの流水によって下流に危害が発生するおそれがある場合は、関係市町村に通知し、一般に周知します。

連絡系統



## 7 災害情報の広報

風水害や大雪による被害、富士山噴火による降灰は、ある程度予測が可能であるため、災害に備えられるよう住民へ事前に広報することが重要であり、市等からの情報を、区民に対しホームページ、広報車等で迅速かつ的確に周知するものとします。

### (1) 広報内容

- ア 気象に関すること
  - (ア) 気象警報等の気象に関する情報
  - (イ) 河川の増水、高潮への注意情報
  - (ウ) 降灰予報に関する情報
- イ 避難に関すること
  - (ア) 避難情報の発令
  - (イ) 避難所の状況・他の収容施設
- ウ 応急対策活動に関すること
  - (ア) 応急救護所の開設状況
  - (イ) 電気、ガス、水道、電話等の復旧状況
  - (ウ) 道路、橋の復旧に関すること
  - (エ) 除灰に関すること
  - (オ) 交通機関の運行状況及び復旧に関すること
- エ その他生活関連情報
  - (ア) 物資の提供に関すること
  - (イ) 医療機関の開設状況
  - (ウ) 防疫に関すること
  - (エ) 降灰による健康被害防止に関すること
  - (オ) 臨時相談所の開設状況
  - (カ) 廃棄物、降灰等の処理に関すること
- オ その他必要な事項

### (2) 災害広聴の実施

広域災害発生時において、甚大な被害が生じた場合には、人心の動揺、混乱により社会不安のおそれがあるため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を行い、応急対策に住民の要望等を反映させることとします。

- ア 実施体制
  - (ア) 平常時の広聴機能に加え、被災者の要望等を把握するため、必要に応じて、被災地の公共施設や避難所に、臨時相談所を設置するものとします。
  - (イ) 臨時相談所における相談業務の担当は、関係局及び区において所管します。
  - (ウ) 臨時相談所を設置した場合は、市と連携してインターネット、電子メール、テレビ神奈川データ放送、ケーブルテレビデータ放送、コミュニティFM（かわさきFM）、Twitter、広報紙等によりその旨を広報します。

イ 要望等の処理

- (ア) 相談要望、苦情等を聴取し、速やかに各機関に連絡し、早期解決に努めます。
- (イ) 処理方法の正確性を図るため、聴取用紙等を備えます。
- (ウ) 臨時相談所で受けた相談要望、苦情の内容、件数、対応状況の取りまとめを行います。

## 第4章 応急対策計画

### 1 警備・交通対策

台風、集中豪雨、大雪、降灰等の広域災害が発生した場合において、陸上及び海上における被害の拡大を防止するため、関係機関と連携して避難及び救助、犯罪の予防措置と、陸上交通の規制措置を実施し、社会公共の安全と秩序の維持に努めるものとします。

#### 車両の移動

##### (1) 車両の移動命令

道路管理者等は、災害時に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとします。

##### (2) 道路管理者及び港湾管理者による車両等の移動

車両の占有者等が措置をとらない場合や燃料切れ等で措置をとることができない場合、又は運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両等の移動を行います。その際、やむを得ない範囲で車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去をすることができます。

##### (3) 措置に伴う損失補償

車両等の移動に際し、車両等の破損、他者の土地の一時使用及び障害物の除去を行った場合には、道路管理者等は損失の補償を行います。

### 2 避難対策

#### (1) 避難行動（安全確保行動）の考え方

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とします。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の対象とする避難行動については、緊急避難場所に避難することのみではなく、次の行動のうちから状況に応じて選択し、適切な避難行動をとるものとします。

- ア 緊急避難場所への移動
- イ 洪水浸水想定区域外の安全な場所への移動（親戚や友人宅等）
- ウ ホテル、旅館等への避難
- エ 近隣の高い建物等への移動（垂直避難）
- オ 屋内の安全な場所への避難

ただし、洪水浸水想定区域において、想定される浸水深が最上階の床の高さを上回る建物、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内の建物、及び家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造建築物に居住、滞在している場合については、緊急避難場所への移動等の立ち退き避難が適切な避難行動となります。

なお、緊急避難場所への避難に当たっては、避難が長期化する可能性を考慮し、避難者自身が水や食料などの必要な物資を持参するものとします。

避難行動については、平常時からマイタイムラインの作成や水・食糧等の備蓄を区民へ周知するものとします。

## (2) 避難情報

避難情報の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難情報を発令し、緊急避難場所等へ避難誘導を行います。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとします。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することができるものとします。

### ア 避難情報

#### (ア) 高齢者等避難（警戒レベル3）

市長は、洪水、土砂災害等が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「高齢者等避難」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、要配慮者の避難に備え緊急避難場所へ避難誘導を行います。災害時要援護者避難支援者（以下「支援者」という。）は、事前に登録している災害時要援護者の避難支援を開始します。また、区長は、必要に応じて、高齢者等避難の発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促します。

#### (イ) 避難指示（警戒レベル4）

発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難指示の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

#### (ウ) 緊急安全確保（警戒レベル5）

発令者は、災害が発生、又は切迫している場合において、市民が命を守るための最善の行動をとれるよう、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保を発令します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、緊急安全確保の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として緊急安全確保を市長に代わり発令し、事後速やかに市長に報告します。

発令者一覧

発令者	根拠法令
市長 (水防管理者)	災害対策基本法第60条 水防法第29条
警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害対策基本法第61条
知事(又はその命を受けた者)	災害対策基本法第60条 水防法第29条 地すべり等防止法第25条
自衛官	自衛隊法第94条

#### イ 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定します。

なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行うものとします。

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	住民に求められる行動
警戒レベル3	高齢者等避難	要配慮者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が高まった状況	要配慮者等は、避難行動を開始 要配慮者以外の住民のうち、各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始
警戒レベル4	避難指示	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が明らかに高まった状況	近くの緊急避難場所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況	命を守るための最善の行動を完了

このほか、洪水、土砂災害、高潮災害については、各災害の避難情報の発令基準によるものとします。



#### ウ 避難情報の内容

避難情報を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るように努めます。

伝 達 内 容	1	発令日時
	2	発令者
	3	対象地域及び対象者
	4	避難すべき理由
	5	状況、危険の度合い
	6	避難情報の種別
	7	避難の時期（避難開始時期及び完了時期）
	8	避難場所
	9	避難の経路（又は、通行できない経路）
	10	住民の取るべき行動や注意事項
	11	担当者及び連絡先

#### エ 避難情報の伝達方法

避難情報を発令した場合は、市総合防災情報システムへその内容を登録し、情報を共有するとともに、市及び区が口頭又は広報車によるほか、次の方法のうち実情に即した方法により区民へ伝達します。特に増水による危険が高い河川敷等については、迅速かつ確実な対応が必要です。

また、災害時要援護者については、登録名簿に基づき、支援者が情報を伝達し、登録のない者等についても、自主防災組織の会長等の協力を得て組織的な伝達等により伝達漏れのないよう留意します。

伝 達 方 法	1	同報系防災行政無線による放送
	2	広報車、消防車両による放送
	3	自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達
	4	サイレンの吹鳴による注意喚起
	5	ラジオ・テレビ等による放送
	6	市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイトへの掲載
	7	防災気象情報メールの送信
	8	緊急速報メールの送信
	9	Twitterによる配信
	10	防災アプリによる配信
	11	Lアラート（災害情報共有システム）への配信
	12	テレビ神奈川データ放送の実施
	13	コミュニティFM（かわさきFM）による放送
	14	消防ヘリコプターによる広報

#### オ 関係機関への通知及び報告

(ア) 避難情報を発令したときは、速やかにその旨、市を通じて県知事へ報告するとともに警察等の関係機関及び避難施設の管理者へ通報するものとします。また、報道等の関係機関に連絡します。

(イ) 避難情報が発令されたときは、区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知します。

#### カ 避難情報の解除

(ア) 現地の状況や今後の気象予報等を勘案し、避難の必要がなくなると認められるときは、避難情報を解除し、市を通じてその旨を公表するとともに、県知事へ報告します。

(イ) 避難情報が解除されたときは、区長又は消防署長は、当該区域を管轄する警察署長へ通知します。

(ウ) 区長は避難情報の解除に伴い、避難者及び避難施設の管理者と緊急避難場所の閉鎖、縮小に向けた処理に当たります。

### (3) 避難誘導

#### ア 関係機関等との連携

区職員、消防職員、消防団員、警察官等及び自主防災組織等は連携を密にし、迅速かつ組織的に避難誘導を行います。

#### イ 災害時要援護者の避難支援

避難誘導に当たっては、災害時要援護者に配慮し、自主防災組織や地域住民の協力を得て避難支援を行います。災害時要援護者登録制度に登録している区民に対しては、あらかじめ決めている支援者が迅速に避難支援活動を行います。

#### ウ 情報の把握・再避難

避難誘導に当たる区職員及び防災関係機関の職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、時機を失することなく再避難等（他の安全な避難場所又は避難所補完施設への避難誘導等）の措置を講じます。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内における避難のための安全確保措置を指示することとします。

#### エ 避難経路及び交通手段の確保

区長は、避難誘導を行うため、避難路及び交通手段の確保が必要と認めるときは、市を通じ、関係機関に対し、協力を依頼します。ただし、緊急を要する場合は、直接協力を依頼できるものとします。

### (4) 緊急避難場所・避難所の開設等

#### ア 緊急避難場所

##### (ア) 緊急避難場所の開放

避難者を収容するため、必要と認めるときは、風水害時の指定緊急避難場所、避難所補完施設及びその他の施設の中から、災害の状況、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案の上、緊急避難場所を開放し区職員等を管理要員として当該緊急避難場所へ派遣します。

#### (イ) 緊急避難場所の管理運営

a 原則として開放した緊急避難場所に管理要員を常駐させ、避難者の保護に当たります。なお、民間施設を緊急避難場所として使用する場合には、あらかじめ関係者の承諾を得ておき、使用する旨の連絡を行います。緊急避難場所の運営に当たっては、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら実施します。

緊急避難場所での各種感染症を防ぐため、消毒や検温等を適宜行い避難者の健康状態の把握に努めます。特に感染症の流行時は、避難者及び管理要員の感染防止のため、受付・避難スペースでのソーシャルディスタンス等の感染対策に努めます。

b 避難者に適宜正確な情報の提供等を行います。また、避難者の状況等を早期に把握するとともに、緊急避難場所の安全と秩序の維持に努めます。

c 緊急避難場所においては、原則として避難者に公的備蓄による食料及び飲料水の供与を行わないこととします。ただし、避難者の健康や生命の維持のために必要な場合、区長は公的備蓄を活用して避難者の保護に当たるものとします。

#### (ウ) 避難状況等の報告

a 緊急避難場所を開放したときは、直ちにその旨を市へ報告します。

b 避難者数、その他必要事項を緊急避難場所別に取りまとめ、市へ報告します。

#### (エ) 緊急避難場所の閉鎖等

区長は、避難情報の解除に伴い、避難者及び施設管理者等と緊急避難場所の閉鎖に向けた処理に当たります。また、災害が長期化する場合や、災害の発生によって被災者が自宅で生活することが困難な場合、被災者が一定期間滞在する場として避難所の開設に向けた準備をします。

### イ 避難所

#### (ア) 避難所運営の開始及び管理運営

##### a 避難所運営の開始

原則として開設した避難所に管理要員を常駐させ、施設管理者と連携し、自主防災組織及び避難者の協力を得ながら円滑な避難所運営を実施します。また、名簿等の作成により被災者の情報を把握及び管理するとともに、避難所の安全と秩序の維持に努めます。

##### b 物資の供与

避難が長期に渡る場合には、被災者への食料、飲料水及び生活必需物資の供与等について配慮するとともに、防疫、し尿、ごみ処理等避難所施設の維持管理について関係局長との連絡調整に当たります。

##### c 避難所対策

避難所における生活環境・衛生状態・感染症に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者の健康管理・栄養管理、災害時要援護者へのケア、プライバシーの確保、男女のニーズの違いに配慮します。また、医療的ケアの必要な避難者を把握し区本部へ連絡するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報を周知します。

##### d 災害時要援護者の避難施設の確保

避難所では生活が困難な災害時要援護者の避難施設として市内社会福祉施設等の利用を図るものとします。

なお、災害時要援護者を社会福祉施設等へ二次避難させる場合には、その施設管理者にその旨を報告するとともに、その対応について関係局と連絡調整するものとします。

#### e 避難所運営会議

避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、必要に応じて、地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとします。

なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成します。マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとします。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとします。

また、避難所を運営していくには、炊出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえで様々な役割が必要になるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとします。

#### f 避難者の安否情報

避難者の安否について住民等から照会があったときは、避難者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り避難者の安否情報を回答するよう努めます。

この場合においては、避難者の安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、県警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとします。

#### g 避難状況等の報告

(a) 避難所を開設したときは、直ちにその旨を市へ報告します。

(b) 避難者数、その他必要事項を避難所別に取りまとめ、市へ報告します。

#### h 避難所の閉鎖

避難者数、応急仮設住宅の設置状況、ライフラインの復旧状況、避難者の生活再建への支援などを総合的に勘案し、施設管理者及び避難所運営会議と協議の上、避難所の閉鎖を決定するものとします。なお、閉鎖時期については、学校等の本来の施設機能の早期回復に配慮するものとし、可能な範囲で段階的な避難所の縮小、統合も実施します。

### 3 感染症対策を踏まえた緊急避難場所・避難所の管理運営等

緊急避難場所又は避難所における感染症の感染拡大防止のため、関係局区が連携し、平時から自宅療養者等のハザード等の把握や避難の方法等の調整、自宅療養者等に対する必要な情報の提供に努めるとともに、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切なレイアウト、十分な避難スペースや避難者の動線の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとします。

また、避難者は、緊急避難場所又は避難所への避難に当たっては、マスクの着用等の基本的な感染対策を行うものとします。

## 4 河川の災害防止対策

### (1) 警戒・巡視

区長及び消防局長は、雨量・水位等の情報収集に努めるとともに、増水による被害が予想される場合は、警戒・巡視体制を強化し、増水に備え、河川敷等の堤防の川側にいる者について、安全な場所への移動を指示します。

### (2) 溢水対策

区長及び消防局長は、溢水のおそれがある場合には、土のう等により対策を講じます。

### (3) 水門の維持管理及び操作

操作責任者は、取水堰及び水門の維持管理を行い、水害を防止するために適切な操作を行います。

なお、一級河川多摩川の増水時、河川氾濫等から市民の安全を確保するため、関係機関と水門操作情報の共有を図ります。

## 5 医療救護・福祉対応

風水害時においては、その災害の規模によって、医療機関及び関係機関の機能低下や機能停止、情報通信網の混乱、交通網の遮断、ライフラインの途絶、関係職員の被災等が想定されます。これに備え、市民の医療救護活動を円滑に実施するため医療救護計画（川崎市災害時保健医療ガイドライン）を策定し、応急医療救護活動の万全を期すものとします。さらに、災害福祉の取組を円滑に実施するため、川崎市災害福祉ガイドラインを策定し、その対応を迅速に行うものとします。

### (1) 医療救護活動体制の整備

#### ア 区本部保健衛生・福祉班の役割

災害対策本部又は区本部は、医師、歯科医師、医療従事者及び事務職等による保健衛生・福祉班を区本部内に設置します。保健衛生・福祉班は、原則として、区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の区内搬送調整等を中心とした活動を行い、必要に応じて直接避難所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助を行います。コーディネートに当たっては、災害復旧・復興期に至るまで、地域の医療・被災者・生活関連情報に関するニーズを的確に把握・分析し、災害対策本部健康福祉部及び地域医療関係団体との連携を図りながら、不均衡が生じないようにします。

また、災害時における市民の健康の確保のため、保健医療対策等の地域保健活動を行います。

なお、被災の度合いや時間の経過に応じ、区においても災害医療対策会議を適宜開催します。

#### イ 地域の医療関係団体等との連携

災害時の医療救護活動を効果的に実施するため、市との協定に基づき、次の地域医療関係団体及び民間事業者等と連携します。

##### (ア) 川崎市医師会

川崎市医師会は、各区に設置する「災害コーディネーター」が中心となり、医療救護班を編成して各休日急患診療所等を拠点として医療救護活動を行います。

##### (イ) 川崎市病院協会

川崎市病院協会は、搬送される被災傷病者の応急処置及び入院を含む受入れ等の医療救護活動を行います。

(ウ) 川崎市歯科医師会

川崎市歯科医師会は、各歯科保健センター及び歯科医師会館を拠点として医療救護班を派遣して医療救護活動を行います。市歯科医師会による医療救護班は、主として歯科治療を要する傷病者に対する応急処置、歯科治療・衛生指導等を行うとともに、災害関連死予防のための口腔ケア活動を実施し、必要に応じて死体の検案に協力します。

(エ) 川崎市薬剤師会

川崎市薬剤師会は、災害時における医療救護活動を支援するため、救護組織を編成して傷病者等に対する調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理等及び救護活動に必要な医薬品等の確保を行います。

(オ) 川崎市看護協会

川崎市看護協会は、災害時看護支援ボランティアナースの派遣調整を行い、医療救護班の編成に協力し、傷病者等に対し医療救護活動を行います。

(カ) 神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部

神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、救護組織を編成して傷病者に対する応急救護及び応急救護に関する衛生材料等の提供を行います。

(キ) 川崎地区ケア輸送連絡会

川崎地区ケア輸送連絡会は、医療救護活動に必要な患者等の搬送業務を行います。

(ク) 日本赤十字社神奈川県支部

日本赤十字社神奈川県支部は、災害救助法第16条に基づく救助又はその応援に関する業務を行います。

ウ 市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付けます。

全ての市内病院は、入院患者の安全の確保を行った後、速やかに傷病者等の受入体制を整えます。病院に傷病者が殺到するときには病院前トリアージを行い、その位置付けに応じて、院内への受入、他院への搬送、病院支援救護所への誘導等、必要な対応を行います。

なお、レベル2から4の病院について、区内に該当する病院がない、又は被災により病院機能が回復しない場合には、近隣区で当該位置付けとなっている病院がその役割を担い、一つの病院が複数レベルの役割を兼ねるなど、保健医療調整本部が必要な調整を行います。そのため、隣接する区同士においては、相互連携体制を平常時から確立しておくものとします。

(ア) レベル1（救命救急センターを有する災害拠点病院）

神奈川県が指定する災害拠点病院は、主に重症・重篤な傷病者を受け入れて治療を行うとともに、厚生労働省DMAT事務局やDMAT調整本部からDMATの活動拠点本部に指定されることがあります。その中で、救命救急センターを有する災害拠点病院については、所在する区にとどまらず、市全体の重症外傷患者等を受け入れることを想定し、市内の医療救護活動における最上位に位置付け、受入体制を取るものとします。そのため、傷病者の受入調整や人的物的資源の確保等に当たっては、原則として保健医療調整本部が調整を行うものとします。

なお、自院に収容できない重症者等は、被災地域外に搬送するが、市外後方搬送や広域搬送を要する場合には、原則として保健医療調整本部が、神奈川県保健医療調整本部や市外の当該機関等と調整を行います。

(イ) レベル2（区内災害医療強化病院）

次のいずれかに該当する病院は、所在する区の医療救護活動の中心的立場として位置付け、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れるものとします。

- a 救命救急センターを有しない災害拠点病院
- b 神奈川県が指定する災害協力病院
- c 上記のほか、その設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院

(ウ) レベル3（区内災害医療連携病院）

所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う病院として位置付けます。レベル1及び2を除く、全ての救急告示を受けた病院が該当します。

(エ) レベル4（区内災害時支援病院）

所在する区又は区内の特定の地区において、レベル2及び3の病院と連携し、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の受入、専門医療等、主に他院の後方支援を担う病院として位置付けます。レベル1から3に該当しない（救急告示を受けていない）、全ての病院が該当します。

市内病院の位置付け

レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れます。
2	レベル1以外の災害拠点病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れます。
	災害協力病院		
	上記のほか、設備、規模、体制等から、区を中心となる役割を期待できる病院		
3	レベル1・2を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担います。
4	レベル1～3を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行います。

市内の災害拠点病院（令和3年4月現在）

医療機関名	所在地	許可 病床数	救命 救急 センター	神奈川 DMAT 指定	川崎 DMAT 指定	離着陸場 (病院との距離)
市立川崎病院	川崎区新川 通 12-1	713	○	○	○	川崎病院専用ヘリポ ート（屋上）
関東労災病院	中原区木月 住吉町1-1	610		○		関東労災病院専用ヘ リポート（屋上）
日本医科大学 武蔵小杉病院	中原区小杉 町 1-396	372	○	○	○	日本医科大学武蔵小 杉病院専用ヘリポー ート（屋上）
帝京大学医学部 附属溝口病院	高津区溝口 3-8-3	400		○		諏訪河川敷（1500m）
聖マリアンナ 医科大学病院	宮前区菅生 2-16-1	1,208	○	○	○	明治製菓百合丘総合 センター（1600m）
市立多摩病院	多摩区宿河 原 1-30-37	376		○		多摩病院専用ヘリポ ート（屋上）

エ 診療所の役割

診療所においては、災害の規模、発生した時間帯等により、取りうる体制が大きく変動することから、まず、災害発生後は速やかに自身の診療所及び従事する医師等の安否を確認し、その状況について、川崎市医師会が導入する安否確認システム等により報告します。

従事する医師等が医療救護活動を行うことが可能な場合には、川崎市医師会により編成される医療救護班に参加し、医療救護所等において、主に軽症者への医療救護及び慢性疾患への対応を行うことを基本とします。なお、診療所が被災を免れ、診療所を開院する場合においては、地域の医療資源の過不足状況、医療救護隊の編成状況等について、川崎市医師会を通じて十分確認した上で決定します。

オ 災害時情報伝達体制の整備

市は、広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）を活用するなど関係機関と連携し、災害時における情報収集機能を強化します。また、市は、無線等の設置を医療関係団体へ拡充するとともに、医療関係団体の自主的な情報伝達網を活用します。

なお、全ての病院は、その位置付けに関わらず、EMISに登録し、次のとおり災害発生直後から被災状況等の入力を行うものとします。病院での入力が困難な場合は、災害時優先電話、FAX、伝令等の手段により、その旨を速やかに区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部に報告し、代行入力を依頼します。そのため、区本部保健衛生・福祉班又は保健医療調整本部は、区内の情報収集体制を整備するとともに、平時からEMISの入力体制を整備するものとします。

(ア) 緊急時入力（災害発生直後）

被災状況を速やかに確認するとともに、EMISの「緊急時入力」から、次の内容について情報を発信します。



- a 入院病棟の危険状況
- b ライフライン・サプライ状況
- c 患者受診状況
- d 職員状況
- e その他

(イ) 詳細入力

続報が入り次第、EMISの「詳細入力」から、(ア)の各項目について具体的な情報を随時発信します。

## (2) 医療救護班等の編成・活動

### ア 市内の医療関係団体等

#### (ア) 医療救護班の編成

市内の医療関係団体等は、被災現地等における傷病者の応急医療救護を行うため、次により医療救護班を編成します。

##### a 川崎市医師会

川崎市医師会は、災害規模及び患者の発生状況に応じ、各休日急患診療所を拠点として医師を班長とする医療救護班（現場医療救護班、待機医療救護班、収容医療救護班）を編成します。

##### b 地域の医療関係団体

川崎市歯科医師会、川崎市薬剤師会、川崎市看護協会、神奈川県柔道整復師会川崎南・北支部は、災害規模等に応じて各団体の医療救護計画等に基づき会員を医療救護所等に派遣します。

#### (イ) 医療救護班の出動

##### a 川崎市医師会医療救護班の出動要請

災害の規模及び患者の発生状況に応じ、医療救護班の出動を必要とする場合、市長は、川崎市医師会長に出動要請を行うものとします。

##### b 川崎市医師会長等の指示による出動

川崎市医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、医療救護班の出動について市長と協議するいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができます。また、区医師会長は、突発的災害又は緊急を要する場合にあって、市医師会長の指示を受けるいとまのないときは、独自の判断に基づき医療救護班を出動させることができることとし、この規定は各班長にも適用します。この場合、区医師会長又は各班長は、市医師会長にその旨を通知するものとします。なお、各々の場合、川崎市医師会長は市長又は区長にその旨を通知するものとします。

##### c 地域の医療関係団体への出動要請等

a 及び b の規定は、地域の医療関係団体へ準用します。

#### (ウ) 医療救護班の活動内容

医療救護班の活動は次のとおりとします。

- a 応急医療
- b トリアージ
- c 患者搬送指示
- d 薬剤又は治療材料の支給

- e 看護
- f 助産救護（搬送指示）
- g 口腔ケア
- h 死亡の確認
- i 死体の検案

#### イ 市外の医療関係団体等

保健医療調整本部は、災害の規模、傷病者の発生状況及び区本部からの要請に応じ、神奈川県保健医療調整本部に対して災害派遣医療チーム（DMAT）・日本赤十字社救護班・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）をはじめとする市外の医療関係団体等の応援要請を行い、併せて受入後の活動区域及び内容について調整を行います。

なお、医療ボランティアは、災害規模等に応じて必要な医療救護所等において、市職員と協力して医療救護活動を行います。医療ボランティアが、保健医療調整本部に設置する医療ボランティア本部を通さずに、各区の医療救護所等で自主的な活動を進めていることが確認された場合、区本部保健衛生・福祉班は資格を確認後、活動する区域、内容等の調整を行うものとします。また、医療ボランティア人員の過不足等の状況について、適宜災害対策本部健康福祉部に報告するものとします。

#### ウ 医療救護所の設置

災害対策本部健康福祉部（保健医療調整本部）又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に医療救護所を設置します。

##### ○医療救護所の目的別分類

- (1) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）
- (2) 地区臨時診療所型救護所
- (3) 避難所巡回型救護所

#### (ア) 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）

各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置します。

特に、レベル1及び2に位置付けられている各病院については、軽症者対応のためのスペースを各病院敷地内又は近接地にあらかじめ確保したり、地域の医療関係団体等と連携した訓練を実施したりするなど、平時から病院機能支援型救護所が設置されることを想定した準備を行っておくものとします。

#### (イ) 地区臨時診療所型救護所

周辺の病院が機能しなくなった場合、又は周辺に病院がない場合の拠点として設置します。

なお、周辺に病院がない場合の拠点として設置する場合、区本部は、当該救護所を担当する医師等の参集体制についてあらかじめ区医師会等と協議して決めておくものとします。また、発災時に区内で医師等の確保が困難な場合は、災害対策本部健康福祉部に支援を要請するものとします。

#### (ウ) 避難所巡回型救護所

長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置します。原則として、避難所を巡回する形式とします。

エ 医療救護班及び医療救護所の標示

医療救護活動を行う医師及び職員は、原則、自団体の名称が分かるものを身に着けるものとし、医療救護所には、「川崎市医療救護所」の標識を掲示するものとします。

オ 書類の整備

医療救護を行うに当たっては、活動の記録、診療記録簿を整備しておくものとします。

### (3) 市内における医療資源等の確保

区は、区内の医療救護所、診療所等における医療資源の過不足状況を、EMIS等を活用して速やかに把握し、既存の医療資源では不足が生じると認める場合は、直ちに市に要請を行うものとします。また、各病院においても同様に、市に要請を行うものとします。市は、各種協定締結先等の関係機関に協力を要請するなど、必要な措置を講ずるものとします。

ア 患者の搬送

イ 医薬品等の確保

ウ ライフラインの確保

エ 食料、生活必需品等の確保

オ 川崎DMATの派遣要請

### (4) 災害時の福祉対応

ア 二次避難所連絡要員の派遣

二次避難所連絡要員は、区本部と避難所及び二次避難所との連絡調整並びに災害時要援護者等の搬送調整等を行います。

(※二次避難所＝協定を締結した社会福祉施設及び市の指定した市営施設)

イ 災害時情報伝達・収集体制

区や社会福祉施設、福祉関係団体との間で、災害時における円滑な情報受伝達を図るため、平時から、川崎市災害時高齢者・障害者施設情報共有システム(E-Welfiss)を中心に、電話、MCA無線、電子メール、防災アプリ等の複数の手段を組合せた情報伝達及び情報収集体制を整備し、発災時において災害福祉調整本部が機能できるよう取組を進めます。

ウ 区本部保健衛生・福祉班の役割

(ア) 災害時要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。

(イ) 災害時要援護者の安全確保に関すること。

(ウ) 災害時要援護者の状況調査に関すること。

(エ) 災害時要援護者の情報に関すること。

(オ) 二次避難所となる施設との連携に関すること。

エ 市内の社会福祉施設の役割

災害時においては、まずは自施設の被災状況や利用者等の状態、職員の参集状況や備蓄物資の在庫状況等を把握し、利用者等の安全を確保したうえで、協定に基づく災害時要援護者等の受入や緊急ショートステイによる受入に努めるものとします。

## 6 物資等の供給

災害の発生により、物資等の確保が困難な者に対し、飲料水・食料・生活必需品等を応急的に供給し、人心の安定を図るものとします。なお、「川崎市受援マニュアル」に基づき、物資の調達及び物流について、外部の応援を受ける体制等を整えるものとします。

### (1) 飲料水・生活水の供給

災害の発生により、飲料水を得ることができない被災者等に対し、必要最小限度の飲料水を確保するため、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水機能の確保を図ります。

#### ア 給水量

応急給水量は、原則として1人、1日当たり30程度とします。

#### イ 応急給水計画

区長は、災害が発生し、被災者等に応急給水を実施する必要を認めた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に給水の実施を要請します。

### (2) 食料等の供給

災害の発生により、食料又は自炊手段を失った被災者等に対し、速やかに食料の応急供給を行うものとします。なお、区民の備蓄食料がある場合は、優先的に消費するものとします。

#### ア 食料の応急供給の基準

##### (ア) 食料応急供給の方法

災害発生から約3日間においては、市が備蓄している食料を供給するものとします。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとします。

##### (イ) 食料の応急供給の対象者

- a 避難所の被災者
- b 住家に被害を受けたことにより、自炊ができない者
- c 在宅避難者で物資の確保が困難な者
- d その他区長が必要と認める者

##### (ウ) 応急供給する食料の品目

供給の品目は、あらかじめ備蓄しているアルファ化米（おかゆ含む。）、粉ミルクのほか、流通在庫備蓄等により確保した米穀やその他食料品等とします。

##### (エ) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給します。

##### (オ) 公平な供給

在宅避難者への供給も含め、市民は、食料が公平に供給されるよう相互に協力します。

#### イ 食料の調達方法及び手続き

食料の応急供給が必要で、市の備蓄食料等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに災害対策本部に食料の調達を要請するものとします。

#### ウ 食料供給の実施

##### (ア) 食料供給の場所

食料供給の場所は、原則として避難所とします。

(イ) 食料供給の実施主体

食料供給は、区が主体となる。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとします。

### (3) 生活必需品等の供給

災害の発生により、生活必需品等を確保することが困難な被災者等に対し、その調達及び供給を行うものとします。

ア 生活必需品等供給の基準

生活必需品等供給の対象者

(ア) 避難所の被災者

(イ) 住家に被害を受けたことにより、生活上必要な家財を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(ウ) 在宅避難者で物資の確保が困難な者

(エ) その他区長が必要と認める者

イ 生活必需品等の供給の品目及び基準

(ア) 生活必需品等供給の品目

衣料品・寝具	下着、毛布等
日用品雑貨	タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ、バケツ、乾電池、懐中電灯等

(イ) 生活必需品等の供給基準

a 避難所の被災者

衣料品、寝具類、日用品雑貨等のうち必要な物

b 住宅等に被害を受け日常生活を営むことが困難な者

各世帯の状況に応じた必要最低限の生活必需品

(ウ) 要配慮者への優先供給

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給します。

(エ) 公平な供給

在宅避難者への供給も含め、市民は、生活必需品等が公平に供給されるよう相互に協力することとします。

ウ 生活必需品等の調達方法及び手続き

区長は、生活必需品等の供給が必要で、市の備蓄物資等では不足が生じると認める場合は、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとします。

エ 生活必需品等供給の実施

(ア) 生活必需品等の供給の場所

生活必需品等の供給場所は、原則として避難所とします。

(イ) 生活必需品等の供給実施主体

生活必需品等の供給は、区が主体となり、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施するものとします。

#### (4) 災害用トイレの供給

災害の発生に伴う住家被害等により、トイレの使用ができない場合、衛生環境の悪化も懸念されます。そのため、避難所等でトイレ不足が生じる場合、必要量を算出し、直ちに市長に調達を要請するものとします。

### 7 混乱防止対策

災害発生時等には、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこるパニックや主要駅・周辺における混乱が予想されるため、その防止を図る必要があります。

#### (1) 情報パニックによる混乱防止措置

- ア 災害関連情報の伝達については、正確な情報を適切な内容とタイミングにより行い、人心の安定に努めるものとします。
- イ 防災関係機関は、収集した情報を市及び必要な関係機関に対し迅速に伝達するものとします。
- ウ 防災関係機関は、所管する業務に係わる広報について、市が行う広報とも連携し実施するものとします。

#### (2) 主要ターミナル駅・周辺の混乱防止措置

通勤通学者等が集中する主要ターミナル駅及びその周辺における混乱を防止するため、関係機関と連携・協力をし、主要ターミナル駅・周辺における乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況についての情報把握に努め、混乱状況や代替交通状況などの情報から必要と判断したときには、区の役割として「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図るとともに、徒歩帰宅者の支援拠点（災害時帰宅支援ステーション）の確保及び周知に努めます。帰宅困難者一時滞在施設の確保や施設利用者の備蓄物資を準備するとともに駅周辺及び地下街の通路等についても、歩行者等の通路を確保したうえで必要に応じて一時滞在所として活用していくものとします。

### 8 輸送計画

大規模災害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送等、緊急を要する輸送について、関係機関と連携し迅速かつ適切に行い、災害対策活動を円滑に進めます。

#### 救援物資等の市集積場所・区輸送拠点

##### (1) 市集積場所

災害時において、他都市から救援物資の受入れや、調達物資等を大規模に集約するため、次の箇所を市集積場所とします。

市集積場所	川崎港公共ふ頭 中央卸売市場北部市場 等々力緑地 地方卸売市場南部市場
-------	--

## (2) 区輸送拠点

災害状況等から開設が必要と認められる場合、各区内の救援物資等の受入れ、配分、避難所への輸送の拠点として、市の施設等を活用し、区輸送拠点を定めます。

## (3) 区輸送拠点及び各避難所等への輸送手段

### ア 市集積場所から区輸送拠点等への輸送手段

災害対策本部は、関係局区と協議のうえ、各市集積場所・備蓄倉庫等から救援物資等を事業者等の応援を得て、各区輸送拠点に輸送するものとします。被災状況等から必要と認める場合、直接、避難所へ輸送します。

### イ 区輸送拠点から各避難所への輸送手段

区は各避難所へ救援物資等の輸送を行うものとし、事業者等の支援が必要な場合は、災害対策本部を通じ、協定に基づき業者等に協力要請を行うものとします。

### ウ 市集積場所、区輸送拠点等への職員の配置等

災害対策本部は、市集積場所及び区集配拠点等における物品の受入れ、仕分け、配分などを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣します。また、協定に基づく事業者等への協力要請や災害ボランティアセンター等を通じた災害ボランティアの派遣要請を行います。

## 9 障害物の除去等

河川のはん濫や道路の冠水等により発生する障害物等により、救助・救出・消火等の緊急活動や応急対策活動、救援活動、住民の生命、財産等に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合に区長は、災害対策基本法第62条及びその他法令等に基づき、速やかに障害物の除去や道路の啓開活動を実施します。道路の啓開活動については、川崎市地域防災計画震災対策編「第4部応急対策計画第3章交通対策 第1節道路の啓開活動」によるものとします。

### (1) 除去の対象・実施者

#### ア 除去の対象

- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため、速やかにその障害物を除去する場合
- (イ) 交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- (ウ) 河川のはん濫、護岸の決壊等を防止するために必要な場合
- (エ) その他、公共の見地から除去を必要とする場合

#### イ 実施者

- (ア) 道路、下水道、河川、港湾等の障害物除去は、その所管業務の管理者が行います。
- (イ) 人命の助命等緊急に措置が必要な場合、必要の限度において、市が除去を行います。
- (ウ) その他の施設における措置は、その管理者又は所有者が実施します。

#### ウ 除去の方法

- (ア) 道路等の障害物の除去は、所管業務の管理者及び区長の協議により警察等の協力を得て区が実施します。
- (イ) 道路については、隣接自治体間にまたがる優先すべき緊急交通路等を調整し、その機能回復を効率的に行うため、県及び隣接自治体等と連携して対応します。

- (ウ) 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、協定に基づき建設業協会等との連携のもとに実施します。
- (エ) 除去作業は、緊急かつやむを得ない場合のほか、事後の復旧に支障を来たさない範囲で実施します。
- (オ) 除去に必要な資機材等を保有していない場合は、必要に応じ協定に基づく調達や市の危機管理本部に支援の要請を行います。

## (2) 除去した障害物の集積場所等

### ア 集積場所

除去した障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとしませんが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管します。なお、この場合、用地等の管理者等と協議の上場所を選定するものとし、災害の状況によっては、公園、緑地帯等を一時使用します。

- (ア) 廃棄するものについては、遊休地及び空地その他廃棄に適切な場所
- (イ) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適切な場所
- (ウ) 除去した障害物が二次災害の原因にならない場所
- (エ) 避難活動又は避難者収容の支障とならない場所

なお、具体的な集積場所については、災害の状況に応じて環境部長が指定した仮保管場所とします。

### イ 処理方法

集積場所の障害物については、市、区及び関係機関並びに関係者が協議の上、対応します。

## 10 防疫・保健衛生

風水害時は環境衛生の悪化が懸念されるため、次により感染症の予防対策や被災者の健康確保、食料品等の衛生指導等対策に努めます。

### (1) 防疫対策

#### ア 情報収集及び防疫対策

区は、健康福祉部、関係機関等と連携し情報の収集に努め、感染症の発生予測、発生規模の把握及び系統調査を行い、各種防疫対策を実施します。また、必要な薬剤・機材等の要請を健康福祉部へ行います。

#### イ 消毒及び感染媒体駆除の実施

##### (ア) 避難所等

区本部保健衛生・福祉班は、各避難所を巡回して、避難所において感染症が発生した場合など必要に応じて、トイレやその他避難所内の消毒が必要な場所等に対して、適切な消毒を実施するものとし、また、感染症の媒体となるそ族（ねずみ）・害虫等の駆除を実施します。

##### (イ) 浸水地域

被災家屋等の消毒はその所有者が直接行うものとし、必要に応じて直接又は自主防災組織を通じて消毒方法の指導を実施します。また、そ族（ねずみ）・害虫の駆除は、環境衛生上緊急を要する場合、保健衛生・福祉班が発生場所の所有者・専門業者等と連携して実施します。



#### (ウ) 予防接種の実施

感染症発生予防上必要あるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等が連携し、ワクチン確保等を迅速に行い、時期を失しないよう予防接種を実施します。

#### (エ) 感染症の拡大防止対策

感染症患者が発生した場合には、健康福祉部と区本部が連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき感染経路等を調査のうえ、患者に対する適切な医療の提供を行い、感染症のまん延の防止に努めます。

また、インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等の流行時はマスク着用・手指消毒等を徹底し、症状に応じたスペースの確保等、避難所内での感染防止に努めます。

## (2) 環境・食品衛生対策等

### ア 広報対策・指導

感染症や食中毒の発生を未然に防止するため、被災地及び避難所等に対し食品・飲料水の衛生管理、トイレの衛生管理、害虫駆除等の衛生対策等について広報・指導を実施します。

### イ 食品衛生対策

被災した食品関係営業施設の監視、衛生指導を実施します。

### ウ 環境衛生対策

避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を実施するとともに、公衆浴場、コインランドリー等の営業再開時に必要に応じて衛生指導を行います。

### エ 生活用水等の確保

災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図ります。

### オ 災害時の動物救護対策

災害時に被災動物の迅速かつ適正な救援活動を行えるよう、平時から災害時の救援活動に必要な物品等を整備しておくよう努めます。

#### (ア) 緊急避難場所における動物の同行避難

動物がいることで飼い主が緊急避難場所への避難を躊躇することのないよう、動物がケージやクレートに収容されていることを条件に、原則として同行避難を受け入れるものとします。

なお、受入場所等については、衛生面や健康面での影響を考慮し、避難場所ごとに施設管理者と調整します。そのため、平時から緊急避難時の動物の同行避難におけるルールやマナー啓発を行うものとします。

#### (イ) 避難所における動物の適正飼養

避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施します。

避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保します。

### (3) 保健医療対策

#### 被災者の健康管理

区本部の医師、歯科医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行います。

また、区内の被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の収集、整理及び分析を行うとともに、保健医療調整本部へ情報を提供します。並びに、区に派遣されて支援に当たるチームの指揮及び避難所等への派遣調整等必要な調整を行います。

## 1 1 災害廃棄物

台風などの風水害に伴い発生する災害廃棄物や、家庭や避難所から排出されるごみやし尿を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の保全を図るためには、事前に十分な対策を講じておく必要があります。

風水害により発生した災害廃棄物への対応は本計画のほか、必要に応じ地域防災計画（震災対策編）や川崎市災害廃棄物等処理実施計画を準用するものとします。

### (1) ごみ処理

ア 区本部は、浸水等によるごみ、被災建築物のがれき、避難所の生活ごみを迅速に処理するため被災状況等を市本部又は環境部へ情報提供します。

イ 災害ごみが処理能力を超える場合に、一時的な保管や選別作業を行うため、関係部等と協議の上、仮保管場所を選定します。

ウ 収集するごみは、被災地の被災地の生活環境を保全するため、可燃物、不燃物等を分別して収集します。

エ 住民等への指導・協力要請

住民は、共同で使用のごみの集積所等の設置及び管理を行うものとします。また、市が設置した仮保管場所等へ自主搬入する場合は、分別して搬入するものとします。

### (2) し尿処理

ア し尿の収集・処理

浸水等が発生した場合にトイレの使用及び仮設トイレの設置が困難なため、汚物処理袋等を使用し、普通ごみとして収集します。また、避難所等に災害用トイレを設置した場合は、常に使用可能な状態に保つよう、し尿を収集します。

イ 住民等への指導・協力要請

避難所等に設置した災害用トイレの清掃、収集作業を円滑に実施するため、その管理について被災者や施設管理者等に対して協力を要請するとともに、災害時要援護者への配慮についても併せて呼びかけます。

## 1 2 行方不明者の搜索、遺体の取扱い

災害により行方不明者又は死者が多数発生し、死体の搜索、収容、処理、埋火葬を実施する際は、関係機関の協力を得て遅滞なく処理します。

### (1) 行方不明者・遺体の搜索

#### ア 行方不明者・遺体の搜索

災害による行方不明者の搜索については、区、消防局、警察、海上保安庁、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとします。周囲の状況から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索については、災害発生から10日以内に完了させなければなりません。

#### イ 遺体の発見

災害現場において遺体を発見もしくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報するよう周知します。

### (2) 遺体の取扱い

#### ア 遺体安置所

##### (ア) 施設の指定

遺体安置場所は、次の場所を指定します。なお、必要に応じて、ほかの施設等を確保します。

名 称	所 在 地
川崎市スポーツ・文化総合センター	川崎区富士見1-1-4

##### (イ) 開設・運営

災害対策本部から遺体安置所の開設要請を受けた区は、関係機関の協力の下、遺体安置所を開設・運営し、遺体の安置、検案、遺留品の補完、身元確認、棺等の納棺用品の保管等を実施します。

##### (ウ) 遺体安置所への職員の配置等

遺体安置所を円滑に開設・運営するため、災害対策本部は関係局室区から職員の派遣を要請します。

#### イ 衛生対策

遺体取扱いに際し、感染症対策に努め、遺体の保管に当たっては衛生的な保管に努めます。

#### ウ 資器材等の調達

健康福祉局長及び警察等の関係機関と協議し、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布及び検視調査等並びに検案に必要な資器材等を調達、確保します。

#### エ 遺体の検視・調査等

遺体の検視・調査等は警察が行います。

#### オ 遺体の検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。

## カ 遺体の処理

### (ア) 遺体の処置等

遺体の識別及び人道上の見地から、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒、一時保存等の処置を実施し、「遺体処理票」及び「火葬・埋葬台帳」を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。所持金品は、ビニール袋に詰め、番号を付し、棺の上に載せ、鑑別資料とします。

### (イ) 身元の確認

検視資料等により身元確認作業を行う。身元が判明していない遺体については、警察等の関係機関及び、町内会・自治会等の協力を得て、遺体の身元の確認と身元引受人の発見に努めます。

### (ウ) 身元が明らかになった遺体の引渡し

警察による遺体の検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡します。この際、警察は、遺体の引き渡し作業を協力して行います。

### (エ) 身元不明遺体の取扱い

警察から引渡しを受けた身元不明遺体については、遺体及び所持品の写真撮影、人相・着衣・特徴等の記録を行った上、遺留品等を保管し、協定葬祭業者等と連携し、行旅死亡人として処理します。なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報します。

## キ 遺族への対応

遺族等に対する窓口を開設し、相談、事情聴取、埋火葬手続きの教示等を行います。

## 1.3 公共施設等の応急対策

風水害等の災害により公共的施設等が被害を受けた場合は、その施設管理者は公共性を配慮し、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとします。

### (1) 市施設の応急対策

市の管理施設は広範囲にわたりその機能も多岐にわたっているため、災害時においては、施設の被害状況を十分に把握して、適切な対応を図る必要があります。

#### ア 基本方針

関係施設を有する局・区は、各施設と日常より相互に綿密な連携をとるとともに、災害発生時に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておくものとします。

また、各施設の特長性を考慮して情報収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全、被害状況の把握等の適切な対応を迅速かつ効果的に行うものとします。

#### イ 活動体制

(ア) 区は、災害情報等を関係施設に伝達するとともに、各施設の被害状況、避難者、被災者の状況を取りまとめ、災害対策本部に報告します。

#### (イ) 各施設

各施設は、利用者や避難者、施設所在地等の個々の状況を考慮して、速やかに被害状況の調査を行い、局・区に対して報告します。

また、応急対策を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を局・

区に対して報告を行い、必要な措置等の指示を受けます。

## (2) 土木施設の応急対策

災害時における公共的土木構造物の防護と、被災地におけるこれらの施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行います。

- ア 道路パトロールの強化によって道路の危険箇所、被災箇所の早期発見に努め、災害が発生した場合は、速やかに応急復旧に努め、その機能を回復させるものとします。
- イ 被害を受けた道路の復旧は、特に救助活動のための物資の輸送及び避難のための通路等を重点的に行うものとします。
- ウ 被害の状況に応じて障害物の除去、排土、盛土作業等を行い交通路の確保に努めます。
- エ 橋梁については、障害物の除去、特に緊急活動道路に当たるものの損傷を重点的に補修し、又は木材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を図ります。

## 1.4 広域応援体制

### (1) 応援の要請

- ア 判断・指示  
市の災害対応だけでは困難と判断した場合、応援要請を行うものとします。ただし、緊急を要し、またやむを得ない事情のある時は、各局区長の判断により、要請することができます。
- イ 要請の基本事項  
応援要請のときは、次の事項を明らかにして、要請を行うものとします。
  - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
  - (イ) 派遣期間
  - (ウ) 派遣区域及び活動内容
  - (エ) その他関連事項
- ウ 受入れ体制の整備  
要請により、派遣された要員・物資等の受入れ体制については、各関係局・区と調整を行い確保することとします。

### (2) 活動拠点の配置

警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業者等が宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点が必要となることから、市、県及び民間の施設を活用し、配置することにより、円滑な災害対策の実施を図ります。

#### ア 警察の活動拠点

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町2-2-6

#### イ 自衛隊の活動拠点等

名 称	所 在 地
川崎競馬場場内駐車場ほか	川崎区富士見1-5-1

ウ 消防機関の活動拠点

名 称	所 在 地
川崎富士見球技場及び周辺	川崎区富士見 2-1
富士見球場	川崎区富士見 2-1

エ ライフライン事業者の活動拠点

名 称	所 在 地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈禱殿駐車場	川崎区大師河原 1-1-1
県立大師高校	川崎区四谷下町 2 5-1

オ 他都縣市等からの応援の活動拠点

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1-5-1
川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6

カ 重症者等の後方搬送拠点

名 称	所 在 地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1-5-1

キ 河川の復旧活動拠点

名 称	所 在 地
大師河原河川防災ステーション	川崎区大師河原 1-1

ク 基幹的広域防災拠点

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島 5 8 番地

### (3) 災害ボランティア

社会福祉協議会及び市民活動センターと協議の上、区災害ボランティアセンター（区センター）を設置し、必要な資器材の確保等に努め、必要な支援を行います。

ア 一般ボランティア

区センター設置候補施設

区	施設名	住所
川崎	教育文化会館	川崎区富士見 2-1-3
	川崎競輪場	川崎区富士見 2-1-6
	労働会館 (サンピアンかわさき)	川崎区富士見 2-5-2

イ 専門ボランティア

(ア) 医療ボランティア

(イ) 介護ボランティア

- (ウ) 動物救護ボランティア（各局）
- (エ) 消防ボランティア（消防）
- (オ) 外国語ボランティア
- (カ) その他専門ボランティア

## 第5章 区民生活の安定

### 1 被災者への生活支援

災害時には、多くの市民の負傷、家や家財等の喪失、また、電気、ガスあるいは電話の途絶などにより、かなりの混乱状態に陥ることが考えられます。このため、防災関係機関等と協力し、これらの混乱を速やかに治め、人心の安定と社会秩序の回復を図るための緊急措置を講じます。

なお、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

#### (1) 相談窓口の開設

必要に応じて、被災者のための相談窓口を設置し、次の業務を実施します。

- ア 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、各局・関係機関との調整等によりその解決に努めます。
- イ 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、市関係局と緊密な連携を図ります。
- ウ 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図ります。
- エ 相談窓口で受けた要望の内容、件数、対応状況等の取りまとめを行います。

#### (2) 市税・保険料の減免措置等

##### ア 市税

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）又は市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の定めるところにより、期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて適宜実施するものとします。

##### イ 市国民健康保険

- (ア) 保険料徴収猶予
- (イ) 保険料減免
- (ウ) 一部負担金減免

##### ウ 後期高齢者医療保険料

- (ア) 保険料徴収猶予
- (イ) 保険料減免
- (ウ) 一部負担金減免

##### エ 市介護保険

- (ア) 保険料徴収猶予又は減免
- (イ) 利用料免除

##### オ 国民年金保険料

保険料の一部又は全額免除・納付猶予

#### (3) 弔慰金・見舞金等の支給

災害により、死亡、疾病等、人的、物的に被害を受けた市民に対し、その生活援護のため次により、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金、弔慰金及び福祉手当等を支給するものとします。



#### (4) 罹災証明書の発行

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を発行します。また、罹災証明書の発行に当たっては、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、平常時から職員の育成、他の地方公共団体等との連携体制との確保や応援の受入れ体制の構築等に努め、発災時に担当部局が緊密に連携し、遅延なく建物被害認定調査等を実施し、罹災証明書の交付を行うこととします。

##### ア 発行手続

罹災証明書の交付申請が被害者からあった場合、建物被害認定調査や被災に係わる調書（確認できないものについては申請者の立証資料）等に基づき発行します。

##### イ 建物被害認定調査

被災が建物被害に及ぶ場合には、担当部局が連携して建物被害認定調査を実施します。

##### ウ 証明書発行者

罹災証明書は原則、区長が発行し、火災に関する被災については、消防署長が発行します。

##### エ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明します。

##### (ア) 住家、住家以外の建造の被害

- a 全壊・全焼
- b 大規模半壊
- c 流失
- d 半壊・半焼
- e 床上浸水
- f 床下浸水
- g 準半壊
- h 準半壊に至らない一部損壊

##### (イ) 住家等に付帯する工作物、動産、その他

##### オ 標準処理期間

申請に対する応答は、申請があった日から概ね14日以内に行うものとします。ただし、市内で大規模な災害が発生した場合はこの限りでないが、できる限り速やかな罹災証明書の交付に努めるものとします。

#### (5) 被災者の住宅確保

区本部は、応急仮設住宅の需要の把握及び維持管理、入居必要被災者の把握及び生活支援等を行います。

また、応急仮設住宅以外に市営住宅等の空家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借り上げによる民間住宅の提供、また住家の必要最小限度に部分の応急的な修理を行うなど、被災者の居住安定を図ります。

## 川崎区地域防災計画

令和4年6月改訂

編集発行：川崎区役所危機管理担当

〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地

電話：044-201-3327 内線61362

FAX：044-201-3209

メール：61kikika@city.kawasaki.jp